

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の融資等業務の見直しについて (案)

平成18年12月18日
経 済 産 業 省

見直し対象のNEDO融資等業務

- ・省エネルギー・リサイクル支援法に基づく債務保証・利子補給（省エネ債務保証・利子補給）
 - ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づく債務保証（新エネ債務保証）
- ※省エネルギー・リサイクル支援法：エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法

1. 事業概要

(1) 省エネ債務保証・利子補給

目的：省エネルギーの促進、リサイクル等による資源の有効活用、特定フロン等の特定物質の使用の合理化に関する事業活動（特定事業活動）の支援。

概要：主務大臣の認定を受けた事業計画に基づいて事業者が行う特定事業活動に必要な資金、特定設備の設置・改善に必要な資金について、金融機関から借り入れる場合の債務保証、日本政策投資銀行等から借り入れる場合の利子補給を実施。

特定事業活動	特定設備
i 工場・事業場における省エネルギー	i 省エネ廃熱有効利用設備
ii 3R（リデュース、リユース、リサイクル）設備の導入	ii リサイクルに資する製品製造設備
iii 特定フロンの使用合理化技術開発	iii 特定フロンの使用合理化設備

実績：	債務保証件数	利子補給件数
平成15年度	0件	0件
平成16年度	0件	0件
平成17年度	0件	0件（※）

（※）平成18年3月31日に古紙リサイクル案件の利子補給付融資1件を実行（融資額1.2億円）し、18年度から利子補給を実施。

(2) 新エネ債務保証

目的：新エネルギーの加速度的な導入促進を図ること。

（※対象エネルギーとして、太陽光発電、風力発電をはじめ、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用）

概要：新エネルギー導入事業を行う事業者を対象に、金融機関から借り入れる場合の債務保証を実施。

実績：	新規保証件数	保証額
平成15年度	4件	4.8億円
平成16年度	8件	48.7億円
平成17年度	3件	2.9億円
平成18年度	7件	28.8億円（見込み）

2. N E D O 融資等業務の見直しに対する勧告の方向性（総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）

（1）省エネルギー・リサイクル支援法に基づく債務保証業務及び利子補給業務（省エネ債務保証・利子補給）の廃止

債務保証業務及び利子補給業務については、これまでの利用実績が低調であるなど、当該業務を継続する必要性が乏しいことから廃止するものとする。

これに伴い、債務保証業務を実施するために設置された基金については、全額国庫に返納するものとする。

（2）新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づく債務保証業務（新エネ債務保証）の見直し

債務保証業務については、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すとともに、利用実績、効果及びその評価を踏まえ、当該制度の在り方及び新エネルギー・産業技術総合開発機構で業務を実施する必要性について、次期中期目標期間終了時に改めて検討し、結論を得るものとする。

3. 中期目標期間終了後における見直しに関する最終案

（1）省エネ債務保証・利子補給について

- ・対象事業の性格として投資資金の回収に長期間を要する 경우가多く、民間金融で行うにはリスクやコストが高いため、政策金融の必要性あり。

- ・しかしながら、潜在需要（※）に比して利用実績が極めて少なく、現行制度をN E D O が継続することとした場合、今後も同様の状況で推移する可能性が高く、N E D O の業務として継続する積極的な理由を見いだすことは困難。

- ・したがって、既存の案件については約定期限まで着実に実施しながらも、N E D O の業務としては廃止する。

- ・なお、廃止に伴い本債務保証業務を実施するために設置された基金については、全額国庫に返納する。

※）日本政策投資銀行では現在5件15～70億円規模の相談中の案件を把握。

（2）新エネ債務保証業務について

- ・新エネルギー導入事業者として、特に中小企業の場合は、事業固有の特殊性により民間金融の調達（市中融資）が困難であるため、政策金融の必要性あり。

- ・利用実績は少なくなく、風力発電に関する事業規模の拡大に応じて、今後の利用増加が見込まれる。

- ・京都議定書における排出量等削減目標の達成に向けた必要な様々な取組の1つとして重要であり、政策支援の必要があるため、廃止は見送る。

- ・利用実績の更なる向上に向けて、利用ニーズに合わせた見直しやP R の充実等、適切な対応を行う。

- ・なお、本制度の在り方及び新エネルギー・産業技術総合開発機構で業務を実施する必要性について、次期中期目標期間終了時に改めて検討し、結論を得るものとする。

平成18年12月18日

経済産業省

I 日本貿易振興機構の現状に関する基本認識

1. 日本貿易振興機構の設立目的

日本貿易振興機構は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、これらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的（独立行政法人日本貿易振興機構法第3条）とし、2003年10月に独立行政法人として設立された。（なお、日本貿易振興会は1958年に、アジア経済研究所は1960年にそれぞれ特殊法人として設立されている。）

2. 日本貿易振興機構の特徴（コア・コンピテンス）

日本貿易振興機構は、これまで半世紀にわたり、各時代の重点的な通商・貿易政策上の課題に対応しつつ、一貫して我が国の貿易投資振興策の実行を担う組織として機能してきている。この機能を果たすため、日本貿易振興機構が組織として保有している特徴のある強み（コア・コンピテンス）は次の3点。

（1）非営利の中立的機関（民間企業にも近く、政府にも近い）として、高い信頼性を有していること、及び機動性と柔軟性をもった事業展開が可能。

① 日本貿易振興機構は、その非営利性や信頼性に基づき、我が国通商政策を担う機関として、時代の要請を満たす事業を実施してきている。具体的には、1960年代の「輸出振興」、1980年代から90年代にかけての「輸入促進」、現在の「対日投資促進」、「中小企業等の輸出促進」等を中核事業として実施してきている。

② その際、日本貿易振興機構は、政府から独立した法人格を有しているため、法人の判断において必要なプロジェクトを機動的かつ柔軟に実行してきている。

（2）貿易投資の振興に必要な事業、調査・研究及び開発途上国の経済研究に有用な有形・無形のネットワークを有していること。

① 日本貿易振興機構は、広範な海外ネットワーク等を活用することで、広く海外情報を収集し、より総合的・多面的な情報や提言にまとめて政府・民間企業に提供するとともに、海外への有識者等への情報発信をすることが可能。

② また、国内に設置している貿易情報センターは、我が国の地域における世界への窓口としての機能を有し、地域の有望企業や製品の発掘と海外展開支援、自治体による地域産業の振興支援等に対応可能。

(3) 過去半世紀にわたり蓄積された知見とノウハウを十分に活用し、事業の遂行、調査・研究が可能なこと。

- ① 日本貿易振興機構には、国際博覧会や海外での大型展示会、逆見本市の開催を始めとした各種のイベント型事業（商談会、シンポジウム、セミナー、研修生・要人の招へい等）を国内外で実施するために必要となる多種多様なノウハウや、そのノウハウを持つ人材が蓄積。
- ② 開発途上国研究については、アジア地域等開発途上国研究に関する人材、知見、ノウハウが蓄積されており、基礎的・総合的研究を行うことが可能である。こうした研究の知見を活かし、貿易投資振興事業に寄与する研究や我が国政府・産業界や相手国政府等に対して政策提言などが可能。

3. これまでの日本貿易振興機構の取り組み

日本貿易振興機構は、第1期中期目標期間（2003年10月から2007年3月末まで）において、これまで対日直接投資の促進、中小企業等の輸出支援を事業の中核に据え、我が国企業の国際事業展開の主たる地域となっている東アジアにおいて諸事業を重点的に進め、国が課した中期目標の目標達成に努めてきたところである。

4. 今後の日本貿易振興機構に期待される役割

(1) 我が国を巡る通商・貿易動向

我が国は、世界に先駆けて人口が減少し、高齢化社会が到来すると予想されている。また、IT革命を契機とした経済のグローバル化は、1990年代急速に進展し旧来の国家単位を越えた経済の枠組が世界大で構築されてきている。

我が国としては、このような環境変化の中で、引き続き経済力を発展、維持するための新たな成長基盤を確立し、構造改革を進めていくことが課題となっている。また同時に、経済のグローバル化及び世界大の貿易の自由化が進展する中では、我が国の国際的地位の維持・向上を図ることも重要な課題である。

我が国は貿易立国として、これまで通商・貿易面での取り組みにおいて世界をリードしてきたが、グローバル化の進展は急速であり、このままでは、将来急速に成長する国々の狭間で埋没してしまいかねない。今後は、これまで蓄積した知見を活用し、東アジア地域を中心とした自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）、あるいは世界貿易機関（WTO）といった枠組づくりにおいて、積極的に役割を果たし、国際的な貿易・投資に関するビジネスの共通ルールを確立することによって調和ある世界経済の発展に寄与していくとともに、こうした通商・貿易環境の中で、我が国産業界が効率的にビジネスを拡大し、国富を拡大していけるような環境整備を進めていくことが重要である。

(2) 今後の日本貿易振興機構に期待される使命・役割

前述のような状況も踏まえれば、今後国として日本貿易振興機構に期待する貿易投

資円滑化のための事業は、大きく以下のように整理できる。

①対日投資拡大のための中核的な機関としての役割

新たな対日投資拡大目標（2010年にGDP比5%）の達成に向け、国内構造改革の推進という観点からも、新しいビジネスモデルや優秀な人材を含めた外国企業を積極的に受け入れ、経済に有形・無形の刺激を与え我が国の地域・産業を活性化していくための取り組みを行っていくことが必要。

②我が国中小企業等の国際ビジネスを支援する中核的機関としての役割

世界経済のグローバル化が急速に進展していく中、我が国企業が海外市場を最大限活用し、国際収支の黒字の維持や国富を増大させるため、輸出促進、海外進出日本企業支援、国際的企業連携支援など各種取り組みを行っていくことが必要。

(例1) 各国の市場への参入可能性が近年大いに高まっているものの、ブランド力の不足や個々の事業者が小規模である等のために輸出競争力が高まらない分野への支援

(例2) 進出先での法務、労務等のトラブルや知的財産権の侵害などの制約により事業に困難を抱えている企業への支援

(例3) 今後我が国にとって重要な産業となることが予想されるものの国際的な競争が激化しつつある分野において、諸外国の優れた企業との連携を促進させることにより競争力を高めていくための支援

③開発途上国との貿易取引拡大のための中核的機関としての役割

世界人口の多数を占める開発途上国の国際社会における影響力が高まっている状況に鑑みれば、FTA、WTOを巡る国際交渉等を円滑に進めていくためにも、「貿易を通じた開発達成」を可能とするような支援を行っていくことが必要。

なお、上記のような事業を効果的に実施していくためにも、

- ・ 国内外の政府、産業界等から情報を迅速かつ正確に入手するとともに、アジア地域等の国、地域の社会・歴史等の実情を踏まえた調査研究との融合を図ることにより、「より深みのある調査・研究事業」を行うこと
- ・ アジア経済研究所の知見を活用し、東アジアにおける経済統合の推進に貢献すること
- ・ これらの情報、調査研究結果を、ユーザー（政府、自治体、産業界等）に効果的にフィードバックしていくこと
- ・ 日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージを海外に発信していくことが不可欠である。

Ⅱ 業務全般の見直し

日本貿易振興機構においては、前述したような通商・貿易動向及び国としての政策ニーズ、さらには業務の効率的な実施の必要性を踏まえて、以下のような見直しを図っていくべきである。

1. 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

通商・貿易動向及び国としての政策ニーズや業務の効率的な実施の必要性を踏まえつつ、対日投資、中小企業等の国際ビジネス支援、途上国との貿易取引拡大に直接的に資する業務に重点化するものとする。その際、限られた資源を有効に活用するという観点から、以下のとおりそれぞれの業務に対応する明確なアウトカム指標を設定し、PDCAサイクルに基づき業務の改善・効率化に取り組むものとする。

(イ) 対日投資の拡大

「対日投資拡大」関連業務については、対日投資の拡大について、我が国経済の活性化や国富の拡大といった業務の効果に着目した明確なアウトカム指標を設定の上、地方への投資促進及び進展していない既存案件の支援・既存案件の進出後の支援に重点化することにより効率化を図ることとする。また、対日投資ビジネスサポートセンターについて、入居充足率や費用対効果等を踏まえ、あらゆる観点からその在り方の見直しを行うこととする。

(ロ) 中小企業等の国際ビジネス支援

「我が国中小企業等の国際ビジネス支援」関連業務については、輸出促進関連事業、国際的企業連携支援関連事業等において分野を重点化することにより効率化を図り、それぞれの分野ごとに、我が国あるいは国民に対する効果に着目した明確なアウトカム指標を設定することとし、「ジャパンプランド」の発信等による、付加価値の高い商品輸出の支援や食品・農水産品の輸出支援などに取り組むものとする。

(ハ) 開発途上国との貿易取引の拡大

「開発途上国との貿易取引拡大」関連業務については、東アジア地域を中心としたFTAやEPA、あるいは東アジア経済統合といった枠組みづくりにおいて積極的に役割を果たすため、相手国を重点化し、かつ、知見やノウハウに関し比較優位を持つ事業に特化することにより効率化を図るとともに、我が国あるいは国民に対する効果に着目した明確なアウトカム指標を設定することとする。

(二) 調査・研究業務

(重点化、効率化)

日本貿易振興機構本部が実施する調査・研究については、国の施策に基づいた業務

に特化していく観点から、政策と一体性・同時性をもつものに重点化するとともに、優先度や必要性を精査しテーマを厳選することにより質の向上及び効率化を図ることとする。また、日本貿易振興機構が有する、広範な海外ネットワークを持ち迅速な情報収集を行うことができるという性格及び政府と民間双方に足場を置くことで国内外の政府・産業界からの直接情報が集めやすいとの性格を最大限活用し、民間分野の調査との連携、相互補完を図りつつ調査研究を実施することとする。

なお、開発途上国については、開発途上国の現地に軸足を置きつつ、グローバルな研究の動向を押さえて最先端に行くことが必要である。

(アジア経済研究所の地域研究と日本貿易振興機構の海外調査等各種事業との更なる連携)

特に最近、FTA、EPAといった通商・貿易政策の企画・実施に際し、アジ研の地域研究と日本貿易振興機構の海外調査が一体となって生み出される調査研究事業による知見を、いわゆる貿易取引事業の実施につなげていくという事例が出てきているところである。今後とも、これまでの調査研究の知見を一層活かし、WTOも含め貿易投資振興事業に寄与する調査研究を、日本貿易振興機構全体で一体となって進めることで、国内外の政府・産業界等に対し、経済・社会発展、ビジネス機会の創出等について積極的な政策提言を実施する。

2. 各種事務及び事業の廃止等

日本貿易振興機構のコア・コンピテンスとの関係を踏まえつつ、費用対効果の分析への取組等を通じ、以下の措置を含め各種事務・事業の廃止等に努めるものとする。

(1) 先進国からの輸入促進事業

先進国からの「輸入促進事業」については、我が国の貿易収支不均衡の是正という観点から実施してきたものであり、第1期中期目標期間中にも徐々に廃止してきているが、すでに所期の目的を果たし、政策的な必要性が低下したと判断されることから、第2期中期目標期間においては実施しない。

(2) 産油・産ガス国協力モデル事業及び産油国研修事業

日本貿易振興機構のコア・コンピテンスとの関係を踏まえ、廃止するものとする。

(3) 国際インターンシップ支援事業

他にも類似のインターンシップ支援を実施している団体があること等を踏まえ、廃止するものとする。

(4) ビジネス日本語能力テスト事業

第2期中期目標期間中のできるだけ早期に、日本貿易振興機構の事業としては廃止

し、民間の実施主体へ移管するものとする。

(5) 貿易アドバイザー試験事業

第2期中期目標期間中のできるだけ早期に、日本貿易振興機構の事業としては、廃止するものとし、併せて、民間の実施主体への移管の可能性を早急に調査し、移管等の措置を講ずるものとする。

(6) その他各種事業

地域活性化シンポジウム開催事業、タイ地場産品デザイナー育成支援事業、特定物資技術動向等調査、見本市・展示会講座については、第2期中期目標期間中において廃止することを検討する。アジア・ビジネス・インキュベーション協会事務局機能については、第2期中期目標期間中のできるだけ早期に、日本貿易振興機構の事業としては廃止し、民間の実施主体へ移管するものとする。

また、これ以外の各種事務・事業についても一層の精査を行うものとする。

Ⅲ 効果的・効率的な業務・組織運営

1. 経費縮減・業務運営の効率化

組織として、PDCAサイクルに基づく業務改善、サービス利用者の不満・クレームの業務改善への活用、サービス非利用者へのアプローチを通じた業務改善と利用者の拡大等を図りながら、以下の取り組みを進めていく。

(1) 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

(2) 費用対効果の分析への取り組み

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開に繋げる。

(3) 民間委託（外部委託）の拡大

人事・給与等、物品調達などの各業務については、情報システムの統一化を進めるとともに、積極的に外部委託を図る。

「民間でできることは民間に」という原則を基本として、実施している事務・事業について、民間参入に向けた環境整備を積極的に推進する。

(4) 随意契約の見直し

国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

(5) 資産の有効活用等に係る見直し

日本貿易振興機構の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

2. 財務基盤の維持・充実

(1) 自己収入拡大への取組み

第1期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、今般の行政改革の主旨を踏まえ、それぞれの事業ごとに適切な目標を設定のうえ、第1期中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに引き続き取り組むこととする。具体的には受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、例えば、対日投資ビジネスサポートセンターの運営、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について、より適正な受益者負担を積極的に求めていく。また、ローカル・トゥ・ローカル産業交流事業についても、事業実施主体の費用負担の増加を図ることとする。

地方自治体、民間企業等から委託事業の受託の要請があった場合、日本貿易振興機構に蓄積された知見、ノウハウ、あるいは業務の遂行能力が高く評価された結果と考えられるため、日本貿易振興機構の事業領域に直接的に適合する内容であれば、積極的に受託を検討する。また、中央諸官庁が公募等により事業者を決定する委託事業については、事業の内容が日本貿易振興機構の事業領域に直接的に適合しており、保有する各種のリソースの有効かつ効率的な活用を通じて社会貢献が可能と判断される場合には公募等に応じることとする。

(2) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本貿易振興機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

3. 柔軟かつ機動的な組織運営

本部及びアジア経済研究所、国内事務所、海外事務所間における、情報の円滑な流通・有機的連携の向上に努める。

(1) 国内体制の見直し

貿易情報センターについては、地方自治体からの地域経済国際化に関する強い要請及び国としての中小企業国際化支援、対日投資の拡大の必要性という政策のニーズを踏まえ、自治体からの負担金拠出を前提とする共同運営方式を維持している。今後は、事務所ごとの業務実績、事務所が存置する地方自治体からの負担金の在り方等を踏まえ、負担割合の適正化や事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組みつつ、国内の機能・体制の見直しを進めることとし、効率性及び機動性をより高めていくこととする。

(2) 海外体制の見直し

海外については、これまでの第一期中期目標期間中に北米・欧州等の8事務所を閉鎖する一方、中国2事務所を開設する再配置を行うとともに、運営費用の節減に努めてきている。第2期中期目標期間においても、事務所ごとの業務実績等を踏まえ、第1期中期目標期間に引き続き配置を適切に行うための目標を設定の上、事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組むとともに、日本貿易振興機構が実施する重点事業分野における企業のニーズおよび政策的要請に十分対応できるよう引き続き再配置を検討する。

以上

独立行政法人原子力安全基盤機構の組織・業務全般の見直しについて（案）

平成18年12月18日
経 済 産 業 省

I 最近の状況に関する基本認識

独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「JNES」という。)は、平成14年3月29日の閣議決定「公益法人に関する行政の関与のあり方の改革実施計画」により行政改革の一環として国がそれまで3つの公益法人へ委託、指定していた業務を全て引き上げ、整理、合理化を図り、国の検査の一部と併せて移管させたもので、法人の統合ではなく、新たな独立行政法人を設立させたものである。

当初は、平成16年4月1日に設立の予定であったが、平成14年8月に発覚した電力会社の一連の不正記録問題への対応として平成15年10月より、原子力安全規制の強化が図られることになり、この一翼をJNESが担うことになり、発足が半年間前倒しされ、平成15年10月1日の発足となっている。

JNESは、第一期中期目標期間(平成15年10月から平成19年3月までの3年半)において、定められた中期目標を達成するため、着実に業務を実施するとともに、我が国の原子力安全に関する基盤整備を図ってきたところである。

[JNESを取り巻く最近の状況①(エネルギー全般)]

JNESに係る一般社会的動向としては、まず我が国を含めた世界的なエネルギー需要の変化、特に昨今の原油価格の高止まり等の問題がある。資源の乏しい我が国はエネルギー総供給の約8割を海外に、また、約5割を石油に依存している一方、今後アジア諸国を中心とするエネルギー需要の大幅な増加が予想され、石油の中長期的な安定供給が懸念されている。また、電力自由化に向けた各電力会社のコスト削減対応等の動きもある。

我が国における総発電量に占める原子力発電の割合は、平成17年度現在、約1/3をしめており、資源の乏しい我が国の重要なエネルギー源となっている。また、原子力発電は、化石燃料のように二酸化炭素の発生の問題もなくクリーンなエネルギーとして京都議定書の採択を受け定めた「地球温暖化対策推進大綱」による地球温暖化防止対策の一つでもあるとともに我が国のエネルギーセキュリティの面からも重要である。

[JNESを取り巻く最近の状況②(原子力発電所)]

発電用原子炉は、平成18年3月31日現在55基が運転中であるが、平成22年には、運転開始後30年を超えるプラントが20基となり、運転開始40年を迎えるプラントが現れてくる。これに伴い運転プラントにおいては、経年変化を踏まえた適切な保安管理活動の実施による安

全性と安定性の確保が最優先課題となるとともに、安全確保上重要な行為に着目した検査制度の導入等が今後の課題として考えられる。

また、原子力発電所の新設・増設も引き続き見込まれる。平成18年7月28日現在、建設中のプラントは、北海道電力泊3号機(平成21年12月営業運転開始予定)、中国電力島根3号機(平成23年12月営業運転開始予定)の2基である。新規プラントは、電気事業者の「平成18年度供給計画」によれば、平成24年度までに11基(総電気出力1,494万5千kW)の着工が計画されている。また、今後の中長期的な目標として、平成18年5月に当省が策定した「新・国家エネルギー戦略」においては、「原子力発電を将来にわたる基幹電源として位置付け、2030年以降においても、発電電力量に占める比率を30～40%程度以上とすることを目指す」とされており、新・増設を着実に進めていくとされている。

高速増殖原型炉「もんじゅ」については、平成7年12月のナトリウム漏えい事故による運転停止から平成20年初頭の臨界を目標に改造等を含め準備中である。

一方、原子力発電所の廃止という新たな課題にも直面している。日本原電東海発電所は、平成10年3月31日に営業運転を停止し、平成13年6月に全燃料搬出を完了させ、同年12月から解体工事に着手しており、原子炉本体及び各建屋の解体撤去については平成23年から平成29年に実施が予定されている。また、新型転換炉「ふげん」は、平成15年3月に運転を終了している。

[JNESを取り巻く最近の状況③(核燃料サイクル、放射性廃棄物)]

ウラン資源を輸入に頼る我が国にとって、使用済み燃料を再利用してプルトニウムをエネルギー資源として活用する核燃料サイクルの確立が中長期的な重要課題である。今後、MOX加工・再処理・中間貯蔵施設の操業、これに伴う放射性廃棄物処分等が本格化すると見込まれる。

ウラン燃料加工施設については、現在5社(濃縮を含む)^{*1}が操業中である。MOX燃料加工施設については、日本原燃が平成24年4月の操業を目指している。また、日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)の東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所の加工施設としての安全審査が進められている。

使用済み燃料の再処理については、JAEAの東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所の再処理施設は事業開始後24年以上経過している。また、日本原燃が平成19年8月の操業開始に向けた準備を進めている。

使用済み燃料貯蔵施設(中間貯蔵施設)については、平成17年11月青森県むつ市に「リサイクル燃料貯蔵株式会社」が設立され平成22年の操業開始を目途に準備を進めている。

高レベル放射性廃棄物^{*2}処分の事業については、平成12年10月に告示された「特定放射

*1 MOX燃料：再処理等により得られたプルトニウムとウランを混ぜた混合酸化物燃料

*2 高レベル放射性廃棄物：使用済み燃料を再処理する過程で生じる放射能レベルの高い核分裂生成物等

性廃棄物の最終処分に関する計画」(通産省告示第592号)では、平成20年代前半を目途に精密調査地区を選定し、平成30年代後半を目途に最終処分施設建設地を選定するとし、最終処分の開始は平成40年代後半を目途としている。

低レベル放射性廃棄物の処分について、炉心等廃棄物の余裕深度処分に関しては、処分場開設に向けて事業者により本格調査等の具体的な準備が進められている。また、発電所の解体工事等に伴い発生する大型金属廃棄物及び非固形化金属等廃棄物の浅地中処分については、東海発電所の廃止措置の進捗に伴い、近い将来実施される予定である。

また、浅地中処分に係る廃棄体について、事業者は新しい製造方法を計画している。

[JNESを取り巻く最近の状況④(海外の状況)]

海外の原子力情勢に目を向けると、米国、英国などでは近年の石油価格の高騰、エネルギー・電力需給の切迫、及び環境汚染対策とも関連し、安定かつ低コストのエネルギー源として新規原子力発電所の建設に向けた動きが活発化している。アジアにおいても同様であり、中国は、急激な経済発展に伴うエネルギーの不足解消のため、原子力発電所の建設に積極的に取り組んでいる。また、ベトナムやインドネシアも原子力発電の導入を検討している。

一度原子力災害が発生すると影響は一国にとどまらず、他国へも及ぶため、事故情報の共有による安全水準の向上や安全基準の策定など、国際的な原子力安全水準の向上に向けて国際原子力機関(IAEA)や経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)などが積極的に活動している。

[JNESに期待される役割]

JNESが実施している業務は、原子力施設等に関する検査等、安全性に関する解析・評価、防災支援、安全確保に関する調査・試験・研究及び安全確保に関する情報の収集・分析・提供など、多岐にわたるもので、JNESは、その設立経緯を踏まえ原子力安全規制当局である原子力安全・保安院(以下「NISA」という。)と連携し、国民の安全確保という重要な役割の一翼を担うという強い使命感をもって、その業務を公正・中立かつ厳格に実施することが求められている。

また、専門機関として広く知見を集め、科学的・合理的な判断に基づき、常に原子力安全規制の高度化に貢献していくこと、及び、そうした安全規制に係る情報を積極的に国民にわかりやすく提供し、透明性を高めることにより、原子力の安全確保に対する国民の信頼を得ることが求められている。

このため、JNESは、専門的知見、経験を有する人材を確保し、その能力の更なる向上に努め、また、NISAのニーズを的確に把握し、業務を効率的、効果的に実施することにより、NISAにおける安全規制の効果的かつ着実な実施に貢献し、さらに、それらを通じて、原子力安全の確保及びその向上に寄与する必要がある。

以上のようなJNESへの期待に対し、JNESは、原子力についての専門性を有した技術集団として、熱意をもってこれに応え、使命を果たしていく必要がある。

Ⅱ 原子力安全基盤機構の業務内容の重点化

[JNESの役割]

原子力安全規制におけるJNESの主な役割(NISAとの役割分担)は以下のとおり。

- ・ 法律に基づく検査をNISAと分担して実施
- ・ 審査等における解析結果等のNISAへの情報提供
- ・ 審査基準等策定における試験データ等のNISAへの情報提供
- ・ 規制制度見直しにおける技術データ等のNISAへの情報提供

[原子力安全規制を巡る今後の課題と取り組み]

原子力安全規制において今後重点的に取り組むべき課題とそれに対するJNESへの期待は以下のとおり。

(1)高経年化対策

平成16年8月に発生した美浜発電所事故を契機として、運転期間が長期に亘る高経年化プラントへの社会的関心が高まったことを受け、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会(以下「保安部会」という。)において高経年化対策に係る検討が行われた。この検討の結果、平成17年8月31日に報告書「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の充実について」が取りまとめられた。

この報告書に基づき、事業者が高経年化プラントの健全性を評価する高経年化技術評価及び長期保全計画の策定が義務付けられ、平成18年1月より該当するプラントへの適用を開始している。

JNESに対しては、高経年化に関する技術情報基盤の整備、事業者が実施した高経年化技術評価や長期保全計画の妥当性確認が期待される。

(2)原子力安全規制への「リスク情報」の活用

安全規制の科学的合理性を向上させるために、米国を始めとして諸外国でリスク情報を活用した安全規制導入の施策が段階的に進められている。日本では、平成11年5月に原子力安全委員会が「リスク情報を活用した安全規制の導入の基本方針」を発表し、平成17年10月に中間報告案をとりまとめた。これらを受けて、平成16年12月にNISAは、「リスク情報活用の基本的考え方」を表明し、リスク情報を活用した安全規制の導入に向けて、実施計画の策定、規制ガイドラインの整備、リスク情報活用のための基盤の整備等の具体的な施策の推進が開始されている。

JNESに対しては、実施計画の策定、規制ガイドラインの整備への貢献、リスク情報活用の基盤整備等が期待される。

(3)耐震に係る安全規制

原子力安全委員会は、平成18年5月に最新知見等を反映して「発電用原子炉施設の耐震

設計審査指針」の見直し案を策定した。これに伴い、審査基準類の整備、既設施設の新指針への適合性確認(バックチェック)の実施等が急務である。

JNESに対しては、地震によるリスクを適切に評価する手法の高度化とそれらを用いた評価及びレビューのためのガイドライン策定、事業者が実施するバックチェックの妥当性評価、地震停止後の健全性確認方法の検討等への貢献等が期待される。

(4)原子力発電所関連

① 原子力発電所における検査制度の在り方

平成17年11月に保安部会検査の在り方に関する検討会(以下「検査の在り方検討会」という。)が再開され、規制当局の限られた資源の効果的、効率的な活用及び一層の安全確保の向上につながる検査の在り方について検討が進められ、平成18年7月、「原子力発電施設に対する検査制度の改善について(案)」が取りまとめられ、保全活動に対する検査制度の導入及び安全確保上重要な行為に着目した検査制度の導入等の方針が示された。

JNESに対しては、新たな検査制度構築の際に必要な様々なプラントデータの体系的整備、並びに新しい検査制度に基づく検査の実施が期待される。

② 原子力発電施設の技術基準の性能規定化と体系的整備

原子力発電施設の技術基準についての考え方を見直し、これまでの要求される仕様を中心とした規定から、要求される性能を中心とした規定とすること、加えて、性能規定化された技術基準を実現するための仕様は規制当局が技術評価した社団法人日本機械学会、社団法人日本原子力学会、社団法人日本電気協会等が策定する規格基準類(以下「学協会規格」という。)を活用することとした。この考えに基づき改正された「原子力発電設備に関する技術基準を定める省令」は平成17年7月1日付けで公布され、平成18年1月1日から施行された。

この制度が機能するためには、必要な項目すべてに対して学協会規格が策定されていることであり、また、これらの学協会規格が妥当であることの技術評価を行うことが必要である。

JNESに対しては、学協会規格の整備への参画やデータ提供による整備推進及び策定された学協会規格の技術評価等が期待される。

③ 高速増殖原型炉「もんじゅ」の再稼動に向けた取組み

「もんじゅ」の再稼動に対する安全規制としては、今後、改造工事に係る使用前検査、保安規定の変更認可、および取替燃料や取替炉心に係る設計および工事方法の認可(以下「設工認」という。)に係る審査など、法令に基づく規制を確実に実施することになる。また、JAEAが実施する改造工事やその後の運転時における品質保証体制、アクシデントマネジメント策の有効性評価を含む安全性総点検のフォローアップ、および長期間使用を停止している機器・システム等の健全性確認に対しても、規制としての確認が求められている。

JNESに対しては、クロスチェック解析などの法令に基づく規制に対する貢献、アクシデ

ントマネジメント策の有効性評価、長期間使用を停止している機器・システム等の健全性確認方法の整備への貢献等が期待される。

(5) 核燃料サイクル施設関連

① 燃料加工施設、使用済燃料再処理施設

燃料加工施設、使用済燃料再処理施設の事業許可、設工認、各種検査等における規制要件との適合性確認等のための判断基準を整備する必要がある。

JNESに対しては、安全評価手法や規制における判断基準類の整備への貢献、クロスチェック解析コードの整備等が期待される。

② 中間貯蔵施設

平成11年、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に中間貯蔵施設に係る要件が規定されて以降、これまでに関連省令の制定、安全審査指針及び技術検討報告書の策定が行われた。また、学協会規格は、現在改訂作業が行われている。

平成17年11月青森県むつ市に中間貯蔵施設整備を目的とした「リサイクル燃料貯蔵株式会社」が設立されたことから、今後事業許可申請が提出され、安全審査、設工認に係る審査等が行われることが予想される。

JNESに対しては、これら審査に必要なデータの取得等が期待される。

(6) 放射性廃棄物等の処理、処分

① 高レベル放射性廃棄物の処分

高レベル放射性廃棄物等の規制については、保安部会廃棄物安全小委員会において、処分事業の開始から事業の廃止までに必要な安全規制制度の法的枠組みについて検討を行い、平成18年9月に報告書が取りまとめられた。この中では、処分地選定プロセスの段階からNISAが規制機関として地層処分に係る実施機関が行う調査のガイドラインの策定等を行うことが求められている。この報告書に基づき、現在、安全規制法の整備に向けた検討が行われている。また、原子力安全委員会では安全審査基本指針の検討が予定されている。

このためJNESに対しては、ガイドラインの策定や法律施行に向けた技術基準の策定、さらに原子力安全委員会における安全審査基本指針の検討等に向けた技術情報提供等が期待される。

② 炉心等^{*1}廃棄物、TRU 廃棄物等の処理、処分

炉心等廃棄物の処分に関して、原子力安全委員会では、炉心等廃棄物やTRU廃棄物を含め低レベル放射性廃棄物の埋設に関する安全規制の基本的考え方等の検討が行われ

*1 TRU: 自然には存在しない原子番号がウランを超える元素。原子炉内の核反応によって生成される。

ている。また、保安部会廃棄物安全小委員会においても、炉心等廃棄物の余裕深度処分に係る安全規制についての検討が進められている。

低レベル放射性廃棄物のうち均質固化体、充填固化体等については、事業者が計画している廃棄体の新しい製造方法等に関連し、技術基準適合性を個々に確認していく必要がある。また、大型金属廃棄物や極低レベル放射性廃棄物のうち金属等廃棄物については、技術基準や埋設時確認方法が検討される予定である。

JNESに対しては、炉心等廃棄物、大型金属廃棄物、極低レベル放射性廃棄物の金属等廃棄物及び返還廃棄体に係る技術基準や廃棄確認の整備に向けた貢献等が期待される。また、TRU廃棄物、ウラン廃棄物等については、原子力安全委員会による安全規制の基本的考え方等検討結果を踏まえて技術基準等の整備への貢献等が期待される。

③ クリアランス

平成17年5月の原子炉等規正法の改正により、原子力施設に用いられた金属、コンクリート等で放射能濃度が著しく低く、基準以下のものについては通常の廃棄物と同等の処分、再生利用を可能とするクリアランス制度が導入されたことから、本制度の運用に備えた規制制度の整備がなされた。また、本制度に基づき、東海発電所の廃止措置で発生した廃棄物に対する「測定・判断方法」の認可申請が平成18年6月になされた。今後は、クリアランス制度の軽水炉への適用、さらには、核燃料サイクル施設に対するクリアランスのあり方に関する技術基準等の整備を行う必要がある。

JNESに対しては、事業者が申請する測定方法の妥当性を確認するときに使用する実際の廃棄物を模擬した線源を用いたクリアランス測定装置の性能確認方法の確立、クリアランス確認、クリアランス制度運用のための不測の事態対応等が期待される。

(7) 廃止措置

廃止措置に係る規制は、平成17年5月の原子炉等規制法改正により、現行の届出に代えて、国が解体工程・方法等に関する廃止措置計画を認可する形態となり、廃止措置中の安全規制(施設定期検査、保安検査等)は、廃止措置の進捗により、施設に求められる機能や保安活動の内容の変化に応じて段階的な規制が実施されることになっている。

JNESに対しては、海外の廃止措置の実施例を参考にリスクレベルに対応した規制基準、原子力施設廃止措置段階に応じた安全規制、解体撤去後のサイト解放の考え方等の課題の解決への貢献、東海発電所の廃止措置により得られた知見のふげんや軽水炉原子力発電施設及び核燃料サイクル施設への反映等が期待される。

(8) 核物質防護対策

平成13年9月11日の米国における同時多発テロの発生以降、核物質防護を巡る状況は、より厳しさを増している。このような状況に的確に対応し、我が国の原子力施設の防護水準をIAEAの最新ガイドライン等に示される国際的に遜色ないレベルにまで引き上げ、核物質防護体制を磐石のものとするためには、治安機関との連携強化や事業者における自主的な防護措置の拡充等、現行制度の枠内での核物質防護対策の継続に加え、法的措置の整備

を含む抜本的な核物質防護対策の強化が必要であり、そのため原子炉等規制法改正を実施したところ(平成17年12月施行)。

JNESに対しては、事業者が実施する核物質防護対策に対する審査、検査等における判断基準の作成、情報提供等が期待される。

(9) ヒューマンファクター関連

これまで我が国の原子力施設においては中央制御室のマンマシンインターフェイス設計及びデジタル装置設計に関する分野及び事故故障の原因究明の分野においてヒューマンファクターが安全規制の対象とされてきた。

しかしながら、平成16年8月に発生した美浜3号機事故を契機に、設備の高経年化とともに組織風土も劣化するとの認識のもと、組織風土(安全文化)の維持向上について事業者の取組状況を把握することになった。さらに検査の在り方検討会において、見直しの一つとして人的過誤、組織的要因、安全文化の劣化への対応強化が検討された。

JNESに対しては、人的・組織的要因によるトラブル事例の収集・分析・評価、事業者の安全文化・組織風土の劣化を評価する新たな規制制度の構築への貢献等が期待される。

(10) 国際協力等

国際協力として、JNESに対しては以下の取組みの強化が期待される。

- ① 新規プラントの建設や原子力発電の導入が今後予想される中国、ベトナム、インドネシア等に対する、当該国の規制機関の人材の育成を目的とした研修等の実施
- ② 原子力安全条約を始めとする原子力の安全確保や緊急事対応に関する各種条约会合や、二国間・多国間会合（IAEA、OECD/NEA 各種専門家会合も含む）に積極的に参加することなどにより、我が国原子力安全の更なる高度化のために必要な情報の収集及び国際的な意見形成の場に我が国の意見を反映させることが期待される。

Ⅲ 効果的・効率的な業務・組織運営

1. 業務運営の効率化

(1) 民間への業務委託を通じた業務運営の効率化

試験研究の実施に当たっては、必要となる施設は、JNESが固定的経費を負担することがないように、既存の国内外の施設を活用するよう努めるとともに、必要な人的資源についても、JNESにおける人材育成、ポテンシャルの維持等の要請とのバランスを考慮しつつ、外部の専門家を積極的に活用する。また、その他の業務に実施に当たっても、効率的に業務を実施できる場合は、民間等への業務委託を実施する。

(2) 関係機関との連携強化による成果の質の一層の向上

業務の計画策定及び実施において、JAEA、大学、原子力学会等の学協会等との連携を強化することにより、成果の質の一層の向上を目指す。

特に、安全研究については、JAEAがJNESから委託を受けて実施している事業もあり、今後一層、効果的、効率的に安全研究を実施していくためにもJAEAとの連携強化を図ることが重要である。

また、日本原子力技術協会については、立場は異なるもののJNESに関連する業務も多々あることから、適切な情報交換等をはじめ今後の協力関係について検討を進める必要がある。

なお、技術的知見等に係る専門性により、現時点ではNISAがJNES以外の安全研究実施機関に委託している安全研究に関しても、その内容を知悉し成果を一元管理するとともに、関係研究機関との情報交換や関係をさらに強化し、NISAを支援する中核機関として、自らの役割を強化していく必要がある。

2. 財務基盤の維持・充実

第一期中期目標期間においても適切な予算執行に努めてきたところ。業務全体の見直しを図り適正化するとともに、適正化された業務フローに基づくシステムを構築することにより、一層の予算執行の適正化を図る。このことにより、財務基盤の維持・充実を図る。

3. 見直しに向けた具体的取り組み

JNESは、第一期中期目標期間当初より、特定独立行政法人でない独立行政法人、即ち、非公務員型の独立行政法人として、制度的自由度が高い組織形態を採用している。これにより、検査業務、解析評価業務、規格基準業務、防災支援業務、安全情報業務等に関する職員の専門的知見を涵養するとともに、専門性の高い職員の定着を図り、行政ニーズに機敏に対応出来る体制をとっている。

JNESは、引き続き、非公務員型独立行政法人としてのメリットを活用し、一層柔軟かつ機動的な組織運営に取り組むことが求められる。具体的には以下の見直しを行う必要がある。

- (1) JNESのリソースが限られていることから、業務実施に関する集中、選択等は必須となっている。一方、廃棄物関係業務、高経年化対策業務、核物質防護対策業務、クロスチェック解析業務、学協会規格の技術評価等、規制ニーズが増大しているところであり、これらを着実に実施できるよう人員体制整備に向けた見直しを行う。
- (2) 安全規制の向上のために実施する調査、試験及び研究業務については、高経年化対策事業、廃棄物関連事業等の喫緊の課題に重点化するとともに、提案公募型調査研究については廃止する。
- なお、その他の事業についても、廃止を含めた積極的な見直しを行うことにより、経費の縮減を図るものとする。
- また、原子力を巡る動きを踏まえ、今後必要となる行政ニーズを自らも規制の視点に立って的確に把握することに努め、安全規制制度の整備、高度化、効率化のために優先的に取り組むべき課題を積極的にNISAに提案していくとともに、事業目的、達成状況等を勘案しつつ、事業の廃止も含めた積極的な見直しを行い、P D C Aサイクルを的確に遂行していくものとする。
- また、公的研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止対策を強化する観点から、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った取組を行うことにより、業務の適正な運営を図るものとする。
- (3) 安全情報業務については、収集情報を精査した上で、より重要度の高いものに重点化するとともに、安全情報データベースの体系を見直し、データ入力に係るコストを削減すること等により、業務の効率化を図るものとする。
- (4) 検査等業務については、新たな検査制度の導入に向けた動向等をも踏まえつつ、検査体制の見直しを図るとともに、中長期的な視点に立った人材育成の強化及び職員の資質の向上等の取組を通じた検査の質の確保等により、業務の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。
- (5) 原子力防災に関する研修事業については、原子力安全・保安院が独立行政法人日本原子力研究開発機構等他の機関への委託により実施している事業との重複が見られるといった状況を踏まえ、その重複の排除や事業の統合など整理合理化を推進することにより、経費の縮減を図るものとする。

(6) その他

① 随意契約の見直し

随意契約により委託等を行う場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁

の長あて。)) 等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

②中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

原子力安全・保安院の政策目標における原子力安全基盤機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、原子力安全基盤機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を一層促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、原子力安全基盤機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

③効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、5 年間で 5 % 以上を基本とする削減の着実な実施を図るとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施するものとする。

④資産の有効活用等に係る見直し

原子力安全基盤機構が会議所、研修施設、分室等の施設を保有する場合には、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から見直しを行うものとする。

独立行政法人情報処理推進機構の組織・業務全般の見直しについて（案）

平成18年12月18日
経 済 産 業 省

I. 見直しの基本的方向

21世紀における我が国の持続的な経済発展を確保するとともに、社会・国民生活が直面する諸課題の解決のために、ITの構造改革力の追求とそのような構造改革力を支えるIT基盤の整備がますます重要となっており、本年1月にとりまとめられたIT新改革戦略においても、これらの政策課題が明確に位置付けられているところである。独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、このような政策課題の解決に向けた業務を実施する機関として、主にソフトウェアの開発・普及・安全性向上やIT人材の育成の分野において重要な役割を担っている。

< IT新改革戦略のポイント（政策の重点） >

1. ITの構造改革力の追求

ITの構造改革力を追求して、日本の社会が抱える様々な課題の解決をITにより実現する。

－IT経営の確立による企業の競争力強化 等

2. 構造改革力を支えるIT基盤の整備

ITの構造改革力を支えるとともに、来るべきユビキタスネットワーク社会に向けた基盤の整備を行う。

－安心してITを使える環境整備

－世界に通用する高度IT人材の育成

－次世代のIT社会の基盤となる研究開発の推進 等

他方で、今般の独立行政法人の見直しの諸原則を踏まえ、IPAの既存業務について、以下のような基本的方向に沿って、聖域なく見直しを行うこととする。

1. 事業の重点化

(1) 社会基盤としてのITの安全性・信頼性の向上

◇情報セキュリティ対策の強化

◇情報処理システムの信頼性向上に向けた取組の推進

(2) IT戦略実現のための高度IT人材の育成

◇ITスキル標準と情報処理技術者試験の統合

◇情報処理技術者試験事務における効率化の推進

◇スーパークリエータの活躍の促進

(3) 情報サービス・ソフトウェア産業におけるイノベーションの促進

◇ソフトウェア開発業務の重点化

2. 金融業務（債務保証業務）の見直し

- (1) 一般債務保証の廃止
- (2) 新技術債務保証の見直し

3. 組織の見直し

- (1) 人材関連部門の集約・再編
- (2) 情報処理技術者試験センター地方支部の廃止

4. その他の業務全般に関する見直し

- (1) 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等
- (2) 効率化目標の設定及び総人件費改革
- (3) 随意契約の見直し
- (4) 自己収入の増加

Ⅱ. 業務の見直し

1. 事業の重点化

I P Aにおいては、その実施する業務について不断の見直しを行い、平成17年度までに以下の事業を終了・廃止してきたところである。

- ・ ビジネスグリッドコンピューティング研究開発事業
- ・ マッチングファンド型ソフトウェア開発・普及事業
- ・ I T利活用促進ソフトウェア開発事業
- ・ マルチメディア研究センター（長野県丸子町）

今後は、官民の適切な役割分担を踏まえ、民間に委ねた場合に必ずしも確実に実施されない以下の事業に重点化していく。

(1) 社会基盤としてのI Tの安全性・信頼性の向上

【情報セキュリティ対策の強化】

現在、I P Aが実施している情報セキュリティ対策関連の以下の4つの業務は、

いずれも、ITを安心して使うことができる環境を実現するために欠かせない社会基盤であり、効率化を図りつつ引き続き積極的に取り組んでいく。

- ①コンピュータウイルス、不正アクセス等に関する情報の収集、分析、提供
- ②情報セキュリティ対策に関する普及啓発
- ③国際標準に基づくIT製品等のセキュリティ評価及び認証制度の実施
- ④暗号技術の調査・評価

IT新改革戦略（2006年1月）

- ◆ 世界一安心できるIT社会の推進 ～ 2008年度までに、企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準に、「IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロにする。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（閣議決定2006年7月）

- ◆ 個人情報等の流出防止やサイバー攻撃への対応等のため、政府機関の統一的な対策強化や緊急対応能力の強化（GSOCCの稼働）等、官民の情報セキュリティ対策の体制構築・底上げを重点とした「セキュア・ジャパン2006」の取組を推進する。

新経済成長戦略（2006年6月）

- ◆ 安心・安全な取引基盤 ～ 事業主体にとっての情報セキュリティの確保と利用者・消費者にとっての安心・安全の確保が不可欠

第1次情報セキュリティ基本計画（2006年2月）

セキュア・ジャパン2006（2006年6月）

- ◆ コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性等に対応するため、IPA等によるコンピュータセキュリティ早期警戒体制を強化する。
- ◆ 独立行政法人情報処理推進機構等が実施する情報セキュリティセミナーの規模を拡大する。
- ◆ 独立行政法人情報処理推進機構が運用するITセキュリティ評価及び認証制度を拡充等する。
- ◆ 暗号モジュールに係る試験及び認証制度を推進する。

産業競争力のための情報基盤強化税制（2006年4月）

- ◆ ITセキュリティ評価及び認証制度により認証された製品を優遇措置の対象製品に位置づけ。

【情報処理システムの信頼性向上に向けた取組の推進】

我が国経済社会システムの基盤であり、製造業をはじめとするあらゆる産業の付加価値の源泉となっている情報処理システムについて、近年その信頼性が揺らいでいることを踏まえ、信頼性・生産性を向上させるような実践的なソフトウェア開発手法の工学的研究（ソフトウェアエンジニアリング）、普及啓発等を効率的に推進し、ソフトウェアの品質・信頼性を定量的に測定・分析できる評価基準・手法の整備を重点的に行う。

IT新改革戦略（2006年1月）

- ◆ ソフトウェアの信頼性・生産性の向上のため、産学官連携の下、研究開発の促進及び品質評価機能強化を図る。

新経済成長戦略（2006年6月）

- ◆ 安心・安全な取引基盤 ～ 事業主体にとっての情報セキュリティの確保と利用者・消費者にとっての安心・安全の確保が不可欠

科学技術基本計画（2006年3月）

- ◆ ソフトウェアの大規模化・複雑化は今後も進行する傾向にある。
- ◆ 我が国経済を支える自動車産業・先端的な新産業分野である情報家電産業を支えるのは組み込みシステムであり、そのハードを制御するのはソフトウェア
- ◆ 高信頼・高安全な組み込みソフトウェアの設計開発技術の必要性が高い。
- ◆ ソフトウェアエンジニアリングに関する知識を効率よく体系化及び普及・展開するためテストベッドを国として構築する必要がある。

（２）IT戦略実現のための高度IT人材の育成

【ITスキル標準と情報処理技術者試験の統合】

IT人材の評価基準として産業界から高い評価を受けているITスキル標準と、IPAが独立行政法人化に際して約3年前に他の法人から引き継いだ情報処理技術者試験とを一体的に運用し、高度IT人材の育成に欠かせない人材の評価基準・手法を整備することに重点化する。また、これを実行するため、人材関連部門を集約・再編するものとする。

【情報処理技術者試験事務における効率化の推進】

情報処理技術者試験事務については、一般競争入札の拡大や市場化テストの活用等を通じて民間開放を積極的に推進し、経費の削減を図るものとする。

【スーパークリエイターの活躍の促進】

次世代のIT市場創出を担う独創性と優れた能力を持つスーパークリエイターの発掘については、発掘後の活躍が促進されるよう事業内容を見直す。

IT新改革戦略（2006年1月）

- ◆ 世界に通用する高度IT人材の育成 ～ 産学官連携により、大学・大学院において次世代の我が国産業の国際競争力の源となる高度IT人材を育成するため、2007年度までに産学官連携による人材育成プログラムや教材の開発を進めるとともに、その成果を活用した高度IT人材育成機関の設置などにより、2010年度までに産業界における高度IT人材の需給のミスマッチを解消することを目指す。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（閣議決定2006年7月）

- ◆ 「IT新改革戦略」、「重点計画-2006」（仮称）を着実に実施する。とりわけ、5年以内の世界トップクラスの「IT経営」の実現に向け、・・・IT人材育成等に取り組む。

新経済成長戦略（2006年6月）

- ◆ IT産業の強化 ～ 我が国のIT人材の育成基盤の整備
- ◆ IT人材の育成強化 ～ ITをツールとして活用できる人材の育成が急務

科学技術基本計画（2006年3月）

- ◆ 高度IT社会に対応した幅広い知見と高いリーダーシップを持ち、ITを活用した高い付加価値を創造できる高度IT人材育成のための体系的取り組み

(3) 情報サービス・ソフトウェア産業におけるイノベーションの促進

【ソフトウェア開発業務の重点化】

ソフトウェア市場には Web2.0 の登場に象徴されるような構造改革の波が押し寄せており、本格的な知的情報社会の中核を担う IT フロンティア関連ソフトウェアのイノベーションを、国際標準の策定等における我が国リーダーシップの確保も念頭に置きつつ促進することが重要である。また、特定企業による市場の独占を排し、特定のベンダに依存しない相互運用性を確保しつつ、ソフトウェア産業におけるイノベーションを促進する観点から、オープンスタンダードの活用を促進していくことが重要である。他方、ソフトウェア開発業務については、民間企業の成長等により、開発費用等の助成の有効性が低下していることを踏まえ、技術面での支援に特化していく必要がある。

このため、次世代ソフトウェア開発事業を廃止するとともに、オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業、中小 IT ベンチャー支援事業及び未踏ソフトウェア創造事業については、助成対象分野の縮小等により、事業費の削減を図りつつ、今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間終了時までには廃止等の見直しを行うものとする。

IT 新改革戦略 (2006 年 1 月)

- ◆ 次世代の IT 社会の基盤となる研究開発の推進
 - ・国際競争力の維持・強化に向け我が国がリードする IT や、多分野の基盤となる IT の研究開発を重点的に推進。
 - ・社会の安全・安心を確保するための IT 研究開発を推進
- ◆ 国際競争社会における日本のプレゼンスの向上
 - ・映像検索、情報解析等の次世代の知的情報アクセスに関する技術の強化
 - ・IEC、ISO 等の国際標準化機関における活動等を実施

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 (閣議決定 2006 年 7 月)

- ◆ イノベーションの連続的な創出を促進するため、産学官協働による革新的研究開発の促進・異分野融合の場の構築、革新的ベンチャーの育成等を行う。

新経済成長戦略 (2006 年 6 月)

- ◆ IT 産業の強化 ～ 製品サービスの質を向上させるためのコア領域の技術開発不可欠
- ◆ リスクマネーの供給拡大
- ◆ ベンチャー企業等への資金供給
- ◆ 地域の強みを「発見・再生」金融の実現 ～ 地域における金融の「目利き能力」の向上を通じて従来は担保が少なくリスクが高いと考えられてきた新たな主体への資金供給の活性化

科学技術基本計画 (2006 年 3 月)

- ◆ 現在、コンピューティングの世界ではオープンシステムへの転換が進展 ～ オペレーティングシステム、ミドルウェア、コンパイラ等の基本ソフトすべてをオープンアーキテクチャに基づいて俯瞰的に設計することとして、それにより構成されるオープンシステムの課題解決力や国際競争力を確保することが必要

2. 金融業務（債務保証業務）の見直し

（1）一般債務保証の廃止

一般債務保証については、民間企業の成長等により、その必要性が低下していることを踏まえ、民業補完に徹する観点から廃止するものとする。

これに伴い、一般債務保証基金のうち、政府出資金相当額については、全額国庫に返納するものとする。

（2）新技術債務保証の見直し

新技術債務保証については、的確な金融判断を発揮する観点から、保証割合（現行95%）を引き下げるとともに、新技術債務保証基金の規模の適切な見直し等を図った上で、今後の業務実績等を踏まえつつ、次期中期目標期間内に廃止等の見直しを行うものとする。

Ⅲ. 組織の見直し

I P Aにおいては、スクラップ・アンド・ビルドによる組織の見直しを実施しており、平成16年10月にソフトウェア・エンジニアリング・センターを設置するにあたり、応用ソフトウェア開発部と基盤ソフトウェア開発部を統合してソフトウェア開発支援部を設置し、また、平成18年1月にオープンソースソフトウェア・センターを設置するにあたり、ソフトウェア開発支援部と金融推進部を統合してソフトウェア開発・金融推進部を設置したところである。

また、支部管理経費を削減するため、関東支部を本部内に移転するとともに、各支部でも、移転・借室料の見直しを実施した。

今後も、業務の見直しを踏まえ、業務運営の効率化を図るという観点から、組織の見直しを進めていく。

1. 人材関連部門の集約・再編

IT人材育成に関する業務を実施する情報処理技術者試験センター、ITスキル標準センター、人材育成推進部については、人材育成関連業務を効率的に遂行するという観点から、集約・再編するものとする。

2. 情報処理技術者試験センター地方支部の廃止

情報処理技術者試験事務を行う地方支部については、交通・通信手段の発達等によりその設置の必要性が低下していることを踏まえ、業務運営の効率化を図る観点から、個々の地方支部ごとに費用対効果を分析し、必要性等を検討した上で、次期中期目標期間終了時までには廃止等の見直しを行うものとする。

IV その他の業務全般に関する見直し

1. 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標におけるIPAの任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、IPAが担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、IPAの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2. 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、IPAは、現行の中期目標等において、中期目標期間中（4年3ヶ月間）に認可法人比12%を上回る削減

を達成するという高い目標を掲げている。次期の中期目標等における一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、これまでの効率化による実績を踏まえ、今後の効率化の可能性を十分に分析した上で、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、5 年間で 5 % 以上を基本とする削減の着実な実施を図るため、現行の中期目標等において 2 年間で 2 % 以上の削減を達成することとしている。これらを踏まえ、次期の中期目標等においては、平成 22 年度までに平成 17 年度比 5 % 以上の削減を目標とする。また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえて、役職員の給与について適切に見直しを行うものとする。

3. 随意契約の見直し

随意契約による業務委託等については、国における見直しの取組（「公共調達
の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省
各庁の長あて。））等を踏まえ、特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断
の見直しを行い、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務
運営の一層の効率化を図るものとする。

4. 自己収入の増加

行政改革の主旨を踏まえ、自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、
受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業
務については、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めていくこととする。

平成18年12月18日

経済産業省

今般、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）は、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）の趣旨を踏まえ、平成18年中に、政策金融改革を踏まえた融資等業務の見直しを含め、組織・業務の全般的な見直しを行うこととなった。今回の見直しは、平成20年度からの次期中期目標期間におけるJOGMECの果たすべき役割を具体的な目標の設定に先立って検討するものであり、以下に詳述するように、JOGMEC設立以後における資源・エネルギー情勢の劇的な変化に基づき、国民生活及び全ての経済活動を支える基盤としてのエネルギー安全保障の必要性を念頭におきつつ、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委員会」という。）及び行政減量・効率化有識者会議（以下「有識者会議」という。）が指摘する「業務の重点化」や「業務運営の効率化」、「自己収入の増加」、「ディスクロージャーの充実」等の観点から、JOGMECの在り方を見直すものである。

I. JOGMECの現状に関する認識

1. JOGMECの目的

JOGMECは、資源・エネルギーの安定供給及び環境の保護を目的に、①リスクマネー供給等の石油・天然ガス及び金属鉱物の探鉱・開発促進に必要な業務、②石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務、③金属鉱業等における鉱害の防止に必要な資金供給その他支援業務、を行う独立行政法人として平成16年2月29日に設立された。

JOGMECは、石油公団と金属鉱業事業団の機能及び人的資源を統合した、資源・エネルギーに関する専門的知識と実践的能力を有する唯一の専門家集団である。長年に渡り蓄積・増強してきた情報、技術、ノウハウを活かし、関係諸機関と連携し、資源エネルギーに関する専門的な政策実施機関として機能している。

2. JOGMECがこれまで果たしてきた役割

(1) これまでの実績

JOGMECは、統合前の旧法人時代の実績も含めれば、我が国の資源・エネルギーのセキュリティ確保に向けて、多大な貢献をして来た。

石油分野においては、石油公団時代における316社に対するリスクマネー支援の結果、我が国の自主開発原油の輸入量は、石油公団が設立された昭和42年度の28万B/Dから、平成15年度には46万B/D（引取量63万B/D）に増加した。平成元年度より開始された国家石油備蓄の増強についても、平成9年度に5,000万KLの備蓄目標を達成した。このように、石油の「自主開発」と「備蓄」というエネルギー・セキュリティとして

の「車の両輪」を確実に担ってきた。

金属鉱物分野においても、金属鉱業事業団時代における支援策により、例えば、亜鉛鉱山では、マッカーサーリバー鉱山（豪州）、ワンサラ鉱山（ペルー）、ティサバ鉱山（メキシコ）など、我が国企業による自主開発を実現し、これらの鉱山からの年間輸入量は、我が国の亜鉛年間需要量の約21%（平成15年度実績）を占める等の大きな成果を挙げてきた。

(2)最近の成果

JOGMEC設立後も、石油・天然ガス開発分野においては、7件の債務保証を採択するとともに、7社への追加出資を行った。平成18年9月末時点においては、25プロジェクトに対する支援を実施しており、対象プロジェクトの権益分埋蔵量は原油換算で3,160百万バレルに達する。これらプロジェクトのうち24件は中東地域以外のプロジェクトによるものであり、原油輸入の90%程度を中東地域に依存している我が国の供給源の多様化に大きく貢献している。

金属鉱物分野においても、海外における地質構造調査等の結果を受けて、ポゴ鉱山（米国：金、年産12t（金量））やパルカ鉱山（ペルー：亜鉛、年産1.6万t（亜鉛量））など、我が国企業による鉱山開発に繋がっている。なお、パルカ鉱山からの輸入量は、我が国の年間亜鉛需要量の約3%相当と我が国の安定供給の推進に貢献している。

3. これまでの制度見直し・業務効率化へ向けた取組

統合法人であるJOGMECは、これまでも制度の見直しや組織の効率化にいち早く取り組み、大きな成果を挙げてきた。

石油公団と金属鉱業事業団の統合時には、金属鉱産物備蓄資金融資等の4業務を廃止した。平成15年度には国内における広域地質構造調査業務を廃止し、18年度末には国内における精密地質構造調査業務も廃止する等、制度の必要性や効率性の観点から継続的に見直しを実施してきた。

また、組織面においても、統合時に役職員を大幅に削減（平成14年度：役員17名、職員543名→設立時：役員10名、職員458名（石油ガス国家備蓄基地の建設要員を除く。））したほか、国内事務所を統合した。その後も海外事務所の統廃合（平成14年度：19事務所→平成18年9月末：13事務所）等を進め、コスト削減・効率化を進めてきた。

4. 資源・エネルギーを巡る最近の状況

(1)石油・天然ガス情勢

近年、国際エネルギー市場は需給両面の様々な要因から大きな構造変化を迎えている。1990年代に概ね10ドル台で推移していた原油価格（WTI）は、平成18年7月に一時78ドルを突破するなど高騰を続け、最近でも60ドル前後の非常に高い水準で推移している。高水準の原油価格の背景には、中国やインドを中心としたエネルギー需要の増加及び原油・石油製品の供給余力の低下など、構造的な要因が中長期的な価

格トレンドを形成していることがあり、今後ともこうした傾向は継続するものと見込まれる。

石油・天然ガスの開発については、今後ますます技術的な困難化が進むほか、探鉱コストが急激に上昇するなど、資金需要も巨大化していくことが見込まれる。石油については、産油国における探鉱・開発投資に係る様々な問題が顕在化しているほか、油田の発見・開発が技術的に困難になって来ている。天然ガスについても、今後中国・インド等のアジア諸国のみならず米国・欧州における LNG 需要の急速な拡大が見込まれている一方で、LNG プロジェクトには長期の開発期間や巨額の資金が必要とされる。こうした国際的エネルギー市場の環境変化を踏まえれば、中長期的に需給逼迫状況は継続する可能性が高い。更に、エネルギー市場における需給逼迫を背景に、エネルギー供給国ではエネルギー資源の国家管理を強化するなど、いわゆる「資源ナショナリズム」の傾向が強まっており、主要各国でも、エネルギー安全保障を最重要課題の一つと位置づけ、エネルギー戦略の見直しを行っている。

このようなエネルギーを巡る情勢変化の中で、我が国への石油の供給不足のリスクや想定すべき緊急事態が複雑化、不確実化しつつある。中東地域の地政学的なリスクについては、地域・宗派対立・核問題を巡る国際社会との緊張等様々な問題が複合化し、より大規模かつ重大なエネルギー安全保障上の脅威となる可能性に加え、今後、天然ガス自体の役割と中東からの天然ガス供給の重要性が増大する中、産油国に加え、主要な天然ガス供給国の動向にも注視する必要がある。さらに、インフラ施設等に対する天災や事故に加え、テロリズムの脅威、マラッカ海峡を含む関係水域における安全問題も考えられる。他方、中国、インド等は緊急事態が生じた際、これまで石油ショック等を経験していないこともあり、当該国がエネルギー資源の高値買い等排他的な行動に走る可能性もある。

昨年9月には、消費国である米国でハリケーン被害により石油関連施設に被害が生じ、それに応え、国際的な協調備蓄放出を行ったところであり、こうした新たな「リスク」の顕在化の中で、石油備蓄制度の重要性が改めて注目されている。

(2) 金属鉱物資源情勢

非鉄金属資源は、国民生活の基礎であるとともに、我が国製造業の国際競争力の観点から重要な工業製品の製造に不可欠な原材料である。また、ウラン資源も世界的に原子力発電の再検討が進む中、その燃料としてますます重要性が高まっている。

こうした金属鉱物についても、近年、価格が著しく上昇している。例えば銅価格については、1998年以降、概ねトン当たり1,500ドル～2,000ドルで推移していたが、2003年以降急上昇し、最近では7,000ドル前後で推移している。長期間価格低迷が続いてきたウランや多くのレアメタルについても同様に、急激な価格上昇や需給逼迫を経験するに至った。こうした価格上昇・需給逼迫の背景には、中国における急激な需要拡大を背景とした世界市場の成長と、資源生産メジャーの寡占化があげられ、元来鉱物資源が地域的に偏在しているという地質的な状況に鑑みれば、今後ともこうした

傾向が継続するものと見込まれる。また、資源国においても、資源価格の高騰が続く中で、鉱業課税の強化や、国内資本の優先等資源管理の強化に向かう動きが顕在化する等、産油・産ガス国と同様、「資源ナショナリズム」の傾向が強まっている。

5. 今後のJOGMECに期待される役割

以上のような環境の中で、JOGMECは、特に以下のような役割を着実に果たすことが期待される。

(1) 資源・エネルギー開発の中心的機関としての役割

石油・天然ガスは、我が国のエネルギー供給の中でも中心的な位置付けを有し、その安定供給の確保は、我が国のエネルギー・セキュリティ上、極めて重要である。我が国は、石油・天然ガスの大半を海外からの輸入に依存しており、安定供給確保のためには、産油・産ガス国において、我が国向けの石油・天然ガスを確保することが基本であり、自主開発の推進が極めて重要な役割を果たす。

本年5月に経済産業省がとりまとめた「新・国家エネルギー戦略」及び7月にとりまとめられた「経済成長戦略大綱」においても、自主開発比率（我が国の原油輸入量に占める我が国企業の権益下にある原油引取量の割合）を、今後更に拡大し、2030年までに、引取量ベースで40%程度とすることを目指す、とされたところである。また、金属鉱物資源についても、石油同様、我が国への安定供給を確保することが急務となっている。これらの取組は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においても求められているところである。

我が国が自主開発を強力に推進し、欧米メジャー、産油・産ガス国、中国・インド等の新たな大消費国といったプレイヤーと伍していくため、政府・JOGMEC・民間企業のより緊密な連携による取組が必要となりつつある。政府は、資源外交を積極的に押し進めるとともに、民間プレイヤーが海外のプレイヤーと伍していけるよう環境整備に努める必要がある。

JOGMECは、資源・エネルギー開発の中心的機関として、こうした国の政策と連携し、民間企業のニーズを汲み取りながら、我が国の自主開発に貢献する必要がある。具体的には旧法人時代から長年に渡り培ってきた情報や技術、知見、ノウハウを結集・活用し、引き続き資源・エネルギー開発のためのリスクマネー供給支援、資源外交への協力、情報提供等を通じた民間企業の権益獲得能力の増強などに重点を置くことが求められる。こうした活動を下支えする技術的知見についても、アウトカム（成果）との直結可能性の高い分野に重点化して進めていくことが期待される。

(2) セキュリティの最後の「砦」である備蓄を担う機関としての役割

我が国のようなエネルギー資源の乏しい国にあっては「備蓄」が存在することによって突発的な危機を緩和し得ることが、何よりも国民生活・国民経済への多大な安心感を与えている。緊急事態の発生により、我が国への資源・エネルギーの供給が途絶

した場合や、昨年9月の米国におけるハリケーン被害とそれに応えた国際的な協調備蓄放出に見られるような、石油製品の供給不足の場合に、備蓄が有効であったことは論を待たない。また、希少金属についても昨今の急激な価格高騰の中で、JOGMECの有する希少金属鉱産物備蓄が需給調整機能の重要な一翼を担っている。

「新・国家エネルギー戦略」においては、こうした経験に基づき、緊急時対応の強化の観点から、国家備蓄の増強や機動性のある石油備蓄制度を実現すべきとされたところである。また、「経済成長戦略大綱」、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においてもエネルギー供給途絶に備えた緊急時対応の充実や石油備蓄の機能強化が求められているところである。

備蓄制度は、「最後の砦」であり、一時的な政策変更に惑わされず着実に実行していくことが重要な分野であることから、JOGMECにおいては効率的な運営にも充分留意しつつ、引き続き着実に運営・実施していくことが期待される。

(3) 環境保全の一翼を担う機関としての役割

鉱害防止事業は、鉱害防止工事による発生源対策や坑廃水の水質改善のための坑廃水処理対策等を講ずることにより、国民の安全と下流域の環境保全を確保するためのものである。こうした事業については、その不実施がもたらす影響が深刻であることから、着実に実施していくことが重要である。

JOGMECは、地方公共団体及び民間企業等が確実かつ的確な鉱害防止対策を講ずることができるよう支援する唯一の機関として、環境保全の重要性と、効率的な運営の両立を図りつつ、着実に実施していくことが期待される。

6. 見直しの視点

最近の資源・エネルギー国際情勢の緊迫化を踏まえれば、JOGMECは、我が国の資源・エネルギー安全保障に関する政策実施機関として、これまで以上に資源・エネルギー開発や、セキュリティの最後の「砦」である資源備蓄業務を着実に推進し、成果を挙げていく必要がある。

また、元来、資源・エネルギー開発の「成果」が一朝一夕に上がるものではないことや、備蓄及び環境保全の意義が危機が無ければ明らかにならないこと等、資源・エネルギー政策の中長期的かつ危機管理的な性格を踏まえれば、「成果」の有無を短期的に判断するのではなく、広い視点で判断していくことが必要となる。

このため、今般の見直しに当たっては、前述の最近の資源・エネルギーを巡る劇的な情勢変化とその中でJOGMECが果たすべき役割を踏まえ、強化すべき機能は強化するとともに、政独委員会及び有識者会議の指摘を真摯に受け止め、国の財政支出の縮減を図ることを目指し、「官民の役割分担」の観点から業務・組織の必要性を厳しく検討し、「業務の重点化」「業務運営の効率化」「自己収入の増加」「ディスクロージャーの充実」に努めることが必要である。

Ⅱ 業務内容の充実・改善

1. 業務の重点化

上述のJOGMECが今後重視すべき役割を果たしていくため、行政改革の精神を踏まえ、更なる改革を進めつつ、JOGMECの設立趣旨・政策目標に則り、以下の業務に重点的に取り組むべきである。

(1) 石油・天然ガス探鉱開発に対するリスクマネー供給の強化

JOGMECが有する石油天然ガス・探鉱開発に対するリスクマネー供給機能の在り方については、過去における石油公団への指摘及び石油公団改革の趣旨を踏まえ、検討をすることが必要である。石油公団への主な指摘は、政府、石油公団、石油・天然ガス開発企業のそれぞれが、主体性に欠け、責任の所在を明確にしない対応にとどまってきた石油・天然ガス開発体制にあった。例えば、石油公団と民間企業との間で、責任の所在が不明確であり、主体性に欠ける形でプロジェクトを推進していた点、また、民間企業間でも責任を持つ主体が不明確であり、民間の効率性が最大限発揮されない状況でプロジェクトを推進していた点などである。

その結果、石油公団は最終的に多額の欠損金を発生させることになったため、JOGMEC設立にあたっては、責任体制が不明確であったという反省を踏まえた対応を行ったところである。具体的には、こうした体制を生み出す主要因であった減免付融資を廃止し、出資に限定するとともに、民間企業主体によるプロジェクト推進を図ることとし、出資の限度を50%にしたところである。

(参考) 石油公団に対する指摘例

○石油公団が保有する開発関連資産の処理に関する方針（総合資源エネルギー調査会石油分科会開発部会石油公団資産評価・整理検討小委員会、平成15年3月）（抜粋）

(2) これまでの石油・天然ガス開発体制についての反省

・・・要するに、これまでの我が国の石油・天然ガス開発体制においては、政府、石油公団、石油・天然ガス開発企業のそれぞれが、主体性に欠け、責任の所在を明確にしない対応にとどまってきたと言わざるを得ない。

(参考)

石油公団創立以来の融資事業についての事業終結に伴う損失は、石油公団が解散した際の最終的な欠損金(約5,200億円)の大半を占めていると考えられる。

一方、石油開発事業資産に計上される出資株式は現在国が承継しているが、これを現時点の時価評価により処分(売却)すると含み益が約7,000億円超と試算され、最終的な欠損金を上回ることになる。

一方で、上述したように石油資源の安定供給確保を目指し、「新・国家エネルギー戦略」では、自主開発比率を今後更に拡大し、2030年までに40%程度とする目標を

設定したところであるが、JOGMEC設立以降、石油開発を巡る環境が劇的に変化しているのも事実である。例えば、ロシアにおいては、2005年、重要油田における外資のオークション参加を制限すること等を定めた地下資源法が議会で提出され、また、2006年9月18日には、天然資源省がサハリン2プロジェクトの国家環境審査の妥当性を認めた同省命令の取り消しを発表するなど、国家関与を強めつつある。こうした産油・産ガス国が自国における資源に対する国家管理を強化する傾向にあり、資源へのアクセスが困難化する中で、中国やインドを始めとした国際的な資源獲得競争が激化している。また、西アフリカ、中南米、東南アジア等を中心に、新規油ガス田の大水深化が進展するなど探鉱に際しての技術的困難性の問題が拡大している。加えて、探鉱・開発コストの上昇が進展しており、例えば掘削リグ取得費は2004年の4倍、資材価格は2004年の2倍など急激に上昇している。

こうしたことからプロジェクトが巨額化しており、今後の油田開発においては、探鉱費として300億円～1,000億円超にも及び投資が必要と見込まれている。国際石油企業（メジャー）にあっては、年間探鉱投資額は1,000億円を超え、こうしたプロジェクトにも投資が可能な一方で、我が国開発企業は、財務基盤が脆弱であり、我が国全体での探鉱投資総額は、せいぜい年間200～250億円程度と言われている。JOGMECのリスクマネー供給機能を活用しても、必要投資額に届かないプロジェクトが存在しかねない。

(参考) 主要国際石油開発会社の探鉱投資額（2005年）（億円）

Exxon-Mobil（米）	1,661億円	（13.3倍）
R.D.Shell（英蘭）	1,658億円	（13.3倍）
Chevron（米）	1,597億円	（12.8倍）
British Petroleum（英）	1,418億円	（11.3倍）
国際石油開発帝石（日）	125億円	

こうした状況の中で、我が国のエネルギー安全保障確保のため、我が国開発企業の主導の下で石油・天然ガスの自主開発を推進するために、石油・天然ガス探鉱開発投資に対するリスクマネー供給機能を強化することを最重要課題と位置付け、関係省庁と協議を行っているところである。その際、まずは、石油公団への指摘及び特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき支援割合の上限を引き下げた経緯、現行制度の基本的考え方を十分に踏まえ、行政改革の精神をより一層推進するとともに、公的機関の関与の必要性及び増大する資金需要等の石油・天然ガスをめぐる諸般の動向等を踏まえ、以下のような措置を講ずることを検討する。

①民間企業間での責任体制の一層の明確化を図り、民間による主体的な開発の推進を実現する。例えば、石油公団時代のナショナルプロジェクトでは、民間企業数十社が出資をしており、結果、責任体制が不明確となっていたが、民間企業出資分の大部分を民間企業1社が出資する案件に支援対象を限定することにより、民間企業間での責任体制の明確化を図ることとする。議決権の20%以上を保有することになると、プロジェクト会社の損益が、当該民間企業の損益に反映されるため、財務の観点からも責任ある事業運営の促進が期待できる。

②民間企業にインセンティブを付与し、最大限の効率的な開発の実施を確保するため、出資における売却ルールを明確化する。JOGMECが出資する会社の株式の売却に関しては、民間主導の原則を徹底し、可能な限り早い段階から、民間企業自身による効率的なプロジェクトの推進を促す観点、及び、財政規律の観点等を踏まえ、以下の内容を含め、売却ルールについて、市場関係者からの意見を伺いつつ、引き続き詳細につき検討・調整を進める。

- ・ 探鉱段階から開発段階へ移行し、かつ、民間株主からの要請があれば、適切な価格での売却手続きを開始する。

等

③JOGMECの探鉱出資及び債務保証の負担割合の上限については、現行の50%を原則とするとの基本的な考え方を維持しつつ、エネルギー政策の観点から、必要と認められるプロジェクトに限り、75%まで可能にすることを検討しており、現在関係省庁と協議を行っている。仮に、JOGMECが50%を超えて出資する場合には、民間主導の原則から、民間出資分を上回る分は議決権がない種類株として出資することを検討する。その際、種類株の内容については、以下の内容を含め、詳細について、引き続き関係各方面と検討・調整を進める。

- ・ 種類株の配当額は、議決権が無いことに対する見返りとして、普通株の配当額を一定程度割り増した額とする。発行会社（プロジェクト会社）が解散した場合、その残余財産の分配比率の計算については、種類株数に関して、配当の割り増し分だけ多い普通株を持つものとして計算する。
- ・ 種類株の普通株への転換権は付与しない。

等

さらに、上記のような機能強化は、国民が負うリスクを拡大するものであることから、個別の支援にあたっては、支援対象事業の採択決定や管理に当たり、出資細則、採択審査基準等に則り、石油探鉱に係るリスクや経済性等の面から、一層厳正さを確保しつつ、機動的な対応も含めて適切に審査・評価を行うべきである。

(2) 我が国企業の権益獲得能力向上に向けた情報提供等の強化・資源外交への貢献・技術開発の重点化

地質構造調査や技術開発、情報収集・提供業務などは、我が国企業による権益獲得に繋がる鉱区獲得支援の役割を果たしている。リビアにおける操業関連技術調査・投資環境情報の提供が、平成17年10月の我が国企業による鉱区獲得に繋がった事例やアルゼンチン・チリにおける銅資源に関するJOGMECの調査成果を踏まえ、平成17年11月に我が国企業の探査事業参加が実現した事例は記憶に新しい。こうした「情報面」「技術面」での活動は、我が国企業による探鉱開発活動への発揚に資する「攻め」の姿勢としても重要である。

また、我が国への資源・エネルギーの安定供給を確保していく上で、資源国との総合的な関係強化は重要であり、国際協力銀行等の関係機関と連携しつつ、資源・エネルギー分野に留まらない多面的・総合的な二国間関係を発展させていくべきである。その際、東シナ海や東シベリア等における調査・情報提供は、我が国が資源外交を展開する上で、重要な基礎情報となっている。

さらに、資源国に対する我が国の魅力を高め、資源獲得能力の強化につながる技術開発を推進することが必要である。技術開発は、成果普及・実施段階においても、資源国との共同事業の実施等を通じて、上流権益の獲得や資源国との関係強化に活用する上で有効である。

こうしたことから、JOGMECは、民間企業支援及び国の資源・エネルギー政策に効果的に活用されるよう、他の支援ツールとも連携しつつ、これまで行ってきた戦略的な情報提供、技術開発の体制強化、資源外交への貢献等の取組を更に強化し、我が国の自主開発の推進に結びつけていく必要がある。その際、国の資源・エネルギー政策及び我が国企業の事業展開方針を踏まえ、対象地域、ビジネスタイプ、技術課題・分野等を選別・重点化し、民間との適切な役割分担を図りつつ、優先度や必要性を精査した上で実施するべきである。

(3) 備蓄石油の緊急放出に効果的に対応するための業務実施体制の充実

JOGMECにおいては、従来から国家石油備蓄の緊急放出に対応した組織体制の確立、緊急時マニュアルの改訂等の体制整備の実施を行っているところであるが、中東リスクといった地政学的なリスクに加え、テロリズムの脅威などを事由とする新たな供給途絶リスクや、米国におけるハリケーン被害に見られる需要国側の製品途絶リスクなども考慮すれば、備蓄放出を従前以上に機動的に行うことが国際的にも求められることとなる。

このため、緊急時における放出を、より一層円滑に実施するため、平時における放出シミュレーションや訓練を行う等の見直し及び諸外国における備蓄実施機関との連携強化等を行う必要がある。

(4) レアメタルの安定供給確保に向けた総合的な対策の充実

鉱物資源については、銅などのベースメタルに加え、タングステン等のレアメタルやウランについても需給構造が変化する中で、中長期的な安定供給確保に関する懸念が生じている。このため、ウランやレアメタルをはじめとする金属鉱物資源の安定供給を確保していくため、海外資源開発を支援していくことが重要であるとともに、廃棄物中に含まれるレアメタルのリサイクルの推進も供給源の多様化を図る観点から重要である。また、レアメタルの含有率が高く、量的にも膨大に存在している深海底鉱物資源を対象とした探査開発も中長期的視点から重要である。

さらに、短期的な供給不安への対応として、JOGMECが行っているレアメタル備蓄制度の重要性が改めて高まっている。当該備蓄制度については、制度創設から20年以上を経ており、対象鉱種の中には、主たる需要者が変化しているほか、自主開発が相当程度進展している鉱種もある。こうした情勢変化を踏まえ、公的支援のあり方を含め、官民の役割分担の明確化、備蓄対象鉱種、備蓄量、緊急時の判断基準・放出手順等につき、総合資源エネルギー調査会鉱業分科会レアメタル対策部会において年度内に検討し、報告をとりまとめる予定となっている。

当該見直しの検討結果を踏まえ、JOGMECが実施する備蓄体制についても反映させるとともに、短期的な供給障害に対するための備蓄制度の適切な運営を目指すことが求められる。

2. 業務の効率化・見直し

以下の業務については、業務の効率性、財政負担の低減、政策的必要性、官民の役割分担等の観点から、以下の通り見直す。

(1) 金属鉱物資源探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給業務の見直し

海外における探鉱に係る資金の出資及び融資業務、開発に係る資金の債務保証業務、国内における探鉱に係る資金の融資業務については、今後も資源の安定供給確保に効果的に貢献するよう、積極的に制度の運用を図るとともに、民間ニーズを積極的に掘り起こし、制度の活用を促すべきである。ただし、独立行政法人通則法の趣旨に勘案し、次期中期目標期間において、当該期間中の実績等を踏まえつつ、継続の必要性について検討し、その結果に基づき、在り方の見直しを行う。

(2) 民間石油備蓄支援制度の見直し

民間備蓄義務者に対する石油購入資金の融資業務については、石油備蓄義務導入時における「石油備蓄増強の円滑な推進を図るため出融資等を拡充強化すべき」との国会の決議も踏まえたものであり、国の財政負担の観点からも効率的な制度となっているが、より一層の官民の役割分担の明確化及び「小さくて効率的な政府」の実現に向けて、精査していくことは必要である。総合資源エネルギー調査会石油部会においては、「民間備蓄については、その担い手である石油企業が、諸外国との国

際競争や他のエネルギー源との競争にさらされる中で、国に代わってコスト負担していることにかんがみ、石油備蓄全体の水準を保ちつつ、可能な範囲で民間備蓄の水準は引き下げるべき」との答申もあり、今後、法律で定められた民間備蓄義務の見直しと併せ、民間石油備蓄に対する融資業務について、融資対象及び規模を縮小する。

(3) 共同備蓄会社への出資業務等の見直し

共同備蓄会社は現在、石油備蓄2社、石油ガス備蓄2社が存在しているのみであり、平成6年に鹿島液化ガス共同備蓄基地が完成して以来、新たな基地は建設されていない。同会社への資金の出資業務については、これら4社への既存の出資を継続する一方で、次期中期目標期間中における新規案件への出資を休止する。併せて、独立行政法人通則法の趣旨を勘案し、当該期間終了時に事業を継続させる必要性について検討し、その結論に基づき、在り方の見直しを行う。一方、同会社への資金の融資業務については、共同備蓄会社は完全操業段階に入っており、JOGMECの支援の対象は資本的支出のみとなっているため、近年は融資実績も少ない。ただし、これら4社の施設は操業開始後20年以上経過しているものもあり、経年劣化に伴い今後大規模修繕の発生が予想されることから、これへの対応のために既存4社への融資制度を存続させる。ただし、同様の趣旨により、当該期間中の融資実績等を踏まえ、当該事業を継続させる必要性について検討し、その結論に基づき、在り方の見直しを行う。

(4) 鉱害防止事業に係る融資・債務保証業務の見直し

鉱害防止資金及び鉱害負担金資金に係る金融支援業務を実施するにあたっては、鉱害防止支援業務全体と一体となった業務運営を行うことが効果的・効率的であり、今後とも鉱害防止に係る技術・ノウハウ等の専門的知見を蓄積・活用していくことが重要である。一方で、中期目標において、「遅くとも平成19年度末までに、実績及び政策的必要性を踏まえた評価を実施し、評価結果に基づき業務の休止・廃止を含めた見直しを実施する」とされている。このため、中央鉱山保安協議会金属鉱業等鉱害防止部会において、利用実績、ニーズ、国民負担への影響、緊急時対応としての必要性等に留意しつつ、制度の在り方についての検討を行い、「鉱害防止事業に係る金融支援ニーズは確実に存在しており、審査・助言も含め、JOGMECの鉱害防止支援業務全体と一体となった業務運営が効果的・効率的」であり、「予見しがたい風水害や震災等により生じた被害の復旧事業について、必要な資金を円滑に融資できるよう制度を見直すことが必要」との指摘を受けたことから、現融資業務を引き続き実施するとともに、以下の見直しを行う。

- ① 鉱害防止資金及び鉱害負担金資金の融資業務については、緊急時災害復旧に必要な資金需要に円滑かつ迅速に対応できるよう必要な措置を講ずる。その際、極力融資総額の増大を招かないようにするとともに、融資条件等を真に必要なものの

みに限定する。

- ②上記の措置を講ずることを前提に、鉱害防止資金及び鉱害負担金資金に係る債務保証業務については、廃止する。これに伴い、鉱害保証債務基金は全額国庫に返納する。

(5) 国家備蓄基地管理業務の効率化

国家備蓄基地管理業務については、経費の縮減及び業務運営の効率化の観点から、国家備蓄基地における適正な業務運営を図るとともに、操業サービス会社に対するより効率的かつ効果的な新たな管理手法を検討・導入することなどを通じ、適切な目標を設定の上、第一期中期目標期間中の実績と同程度以上の水準の経費削減を図るべきである。

(6) 研究開発を実施する体制等の見直し

JOGMECが実施する研究開発については、上述したとおり、技術課題・分野等を選別・重点化し、民間との適切な役割分担を図りつつ、優先度や必要性を精査した上で実施するべきである。その際、特に公的研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止対策を強化する観点から、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った取組を行うことにより、業務の適正な運営を図るべきである。

また、秋田県小坂町に位置する金属資源技術研究所においては、費用対効果の高いバイオリーチングの研究に加え、小坂町周辺がリサイクル拠点であることを活用し、リサイクル技術についても積極的に研究を進めることとする。ただし、次期中期目標期間中における具体的成果を踏まえ、当該期間終了時に統廃合を含めた見直しを行う。

Ⅲ 効果的・効率的な業務・組織運営

1. 経費削減・業務運営の効率化

(1) 業務運営マネジメントの強化

JOGMECが行う各業務について、マネジメントサイクル、いわゆるPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルの機能を強化し、業務の効率化を図るべきである。より一層のマネジメント強化のため、PDCAサイクルの基礎となる計画（P）の策定において、定性的・総花的な目標設定を避け、各業務で想定される結果（アウトプット）や成果（アウトカム）を可能な限り具体化・数値化することが期待される。これにより、期中の予算、人員等の資源配分の変更や重点化、業務達成状況の検証等に係るマネジメントの強化を図り、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させるべきである。

その際、適切な評価や国民の理解に資する観点から、国の政策目標におけるJOGMECの任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、JOGMECの任務・役割を明確にするべきである。

(2) 人件費、一般管理費及び業務経費の継続的な削減

人件費については、「行政改革の重要方針」に基づき、平成17年度を基準として、18年度から22年度までの5年間で5%以上削減する方針である。第一期中期目標期間中（18年度から19年度までの2年間）に2%以上の人件費削減に取り組んでおり、引き続き20年度から22年度までの3年間に3%以上の人件費削減を実施する必要がある。

一般管理費については、統合により設立した経緯を十分に勘案し、第一期中期目標期間における効率化目標のうち、統合効果による効率化分を控除した水準（通常の効率化努力によって達成すべき水準）と同程度以上の数値目標を設定し、また、運営費交付金を充当して行う業務経費についても、第一期中期目標期間における効率化目標と同程度以上の数値目標を設定し、更なる効率化に努めることを期待する。

(3) 契約業務に係る適正化・効率化

個別事業に係る契約について、原則として一般競争入札または公募により実施することを前提とし、JOGMEC業務の透明性・公平性の確保に努めるとともに、競争原理の更なる導入によるコストダウンに努めることが求められる。また、随意契約については、その必要性、契約の理由及び契約額の妥当性等を個別に十分精査し、真に随意契約とせざるを得ない案件に限定することにより、更なる適正化・効率化を図るべきである。

(4) 適正な自己収入の確保に向けた各種検討

JOGMECの自己収入は、その獲得が本来目的ではなく、事業に伴い結果的に発生するものであるが、研究開発の成果である知的財産権を有効に活用していくことで、

特許料収入といった自己収入を確保し、国の財政負担を軽減する可能性は否定できない。

こうした特許等の知的財産権の取得・活用についてより自主的かつ積極的に行い、研究の実用化等を促進することによって、財産価値を最大限利用し、特許料収入の確保を図ることが望まれる。したがって、その実現のための組織内の体制整備、人材育成・教育、各種規程等の見直しを行い、行政サービス実施コストの低減に資することが期待される。

また、JOGMECが現在無償で提供している出版物、セミナー・講演会、定期ブリーフィング等の各種サービスについて、一部有料化に向けた可能性を検討することが必要である。検討にあたっては、民間支援、国民に対するサービスの提供等というJOGMECのミッション、有料化による影響、得失等を十分勘案することが必要である。さらに、JOGMEC出版物への広告獲得については、その本格的実施に向け、仕組み等を整備することが期待される。

さらに、JOGMECが保有する土地・建物等の資産について見直しを行い、その性格・利用実績などを勘案し、その本来目的を損なわない範囲において有効活用が可能なものについては、自己収入の増加を図る等の観点から、その効率的な活用を行うべきである。

2. 業務運営及び業務の透明性の確保

(1) 財務、評価・監査、業務関連等の情報開示（ディスクロージャー）

JOGMECの財務内容及び業務運営等の一層の透明性の向上に資するため、財務、評価・監査、業務関連等の情報開示の更なる充実化に努めるべきである。現在、各種財務関連情報（決算報告書、連結を含む財務諸表、財務諸表附属明細書等）や事業報告書等の情報公開を進めているところであるが、今後、各事業別の実績・パフォーマンスと、それらに係るコスト・財務データ等を関連付けて明示的に説明できるよう、各事業分野の情報提供等を充実させ、外部に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことを目指すことが必要である。

(2) 入札・契約関連情報の公表

随意契約の基準については、既にJOGMEC内部規程により整備済みであり、一定額以上の随意契約に係る理由等の公表については、平成18年11月から実施している。公表にあたっては、国際的な資源開発業務という性質上、守秘義務を負っている契約等もあるため、今後とも支障のない範囲で適切に実施するべきである。

また、入札及び公募関連情報についても、平成18年11月から入札の公告及び参加者の公募だけでなく、入札及び採択結果も公表しており、今後とも速やかに情報公開することが必要である。

以上

独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資等業務の見直しについて（案）

平成18年12月18日
経 済 産 業 省

1. 中小企業基盤整備機構が行っている融資等業務の概要

(1) 高度化事業

- ① 国の政策目的（中心市街地活性化、環境リサイクル推進、流通効率化、災害復旧等）に応えつつ、都道府県が進める地域政策に沿って、地域の中小企業の組合・グループがその中長期発展へのインフラ整備として行う公益的性格を有するプロジェクトを対象としている。
- ② 都道府県が事業の公益的性格にかんがみ、無利子・超低利の長期資金を貸付け、中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、都道府県に対して対応した資金供給を行う。
- ③ 都道府県は、中小企業の組合・グループと連携してプロジェクトを推進。中小機構は、国の政策方針に沿って、持てるノウハウ、専門家を動員して、これを支援する。

(2) 出資事業

個別支援法等に基づき、中心市街地活性化のための商業基盤施設等、インキュベーション施設等に直接出資を行っている。

また、創業、新事業展開や事業再生の支援等高い政策的意義を有し、民間資金のみでは組成困難なファンドに出資するとともに、ハンズオン支援を実施している。具体的には、創業、新事業の促進、事業再生の支援という中小企業政策に則して、ベンチャーファンド、がんばれ！中小企業ファンド、中小企業再生ファンドの3つのファンド出資事業を実施している。

[直接出資事業]

- ① 産業活力再生特別措置法（以下「産業活力再生法」という。）第14条第2号に基づく出資事業
認定経営資源再活用計画に従って事業を行うのに必要な資金に対する出資
- ② 中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）第38条に基づく出資事業
認定中心市街地における商業基盤施設、都市型新事業の研究開発に係る施設の整備に必要な資金、認定中心市街地の商業の活性化促進事業に必要な資金に対する出資
- ③ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活

動促進法」という。)第31条第1項第2号に基づく出資事業

特定高度技術産学連携地域におけるインキュベーション施設等の整備に必要な資金に対する出資

- ④ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(以下「中小機構法」という。)第15条第1項第5号ハに基づく出資事業

中小企業の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業に必要な資金に対する出資

[間接出資事業]

- ① ベンチャーファンド

創業7年以内のアーリーステージのベンチャー企業への重点的な出資を目指すファンドへの出資

- ② がんばれ! 中小企業ファンド

中小企業の新事業展開や第二創業を支援するための企業への出資等を行うファンドへの出資

- ③ 中小企業再生ファンド

経営上の問題は抱えているが、再生の意欲と可能性を持つ中小企業の再生のため、中小企業再生支援協議会と連携し、事業再生のための資金供給を行うことを目的とするファンドへの出資

(組成された各ファンドの期限は、①、②：12年以内、③：7年以内)

(3) 債務保証事業

個別支援法に基づき、事業革新施設の取得やベンチャー企業の事業活動に必要な資金に対する債務保証を行っている。

- ① 産業活力再生法第14条第1号に基づく債務保証事業

認定事業再構築計画等に基づく事業革新設備の取得等に必要な資金に対する債務保証

- ② 中心市街地活性化法第42条に基づく債務保証事業

認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金に対する債務保証

- ③ 中小企業新事業活動促進法第5条に基づく債務保証事業

ベンチャー企業の事業活動に必要な資金に対する債務保証

- ④ 大学等技術移転促進法第6条に基づく債務保証事業

特定大学技術移転事業の実施に必要な資金に対する債務保証

(4) 利子補給事業

中小機構は、経過事業として、産炭地域振興事業債等に関する利子補給事業を実施している。

2. 課 題

(1) 高度化事業

① 中小企業等のニーズへの対応等の面では、特に事業団時代において、都道府県との連携が不足し、ニーズ発掘等の面で不十分なところがある。また、制度・運用面について、連帯保証責任の重さ、貸付審査期間の長さ、貸付要件の硬直性等の問題が存在していたことを踏まえ、平成16年に限度額連帯保証制度を導入する等の制度・運用の改善を行ったが、同制度が十分に定着していない。

② 債権管理の面では、貸付先が経営基盤の相対的に脆弱な中小企業が多いこと、バブル崩壊後の景気の低迷等により、独法会計基準を踏まえた債権分類によると、多額の不良債権が存在している。なお、その一因として、貸付先が組合であるため、一部の組合員が破綻してその負担分の返済が滞った場合には、他の組合員の負担部分が正常に返済されていても組合債権全額を貸倒懸念債権に計上する等の特有の事情がある。

(注) 平成17年度末の高度化融資事業の貸付債権 6,114億円のうち、いわゆる不良債権額(独法会計基準に従った債権分類により、破産更生債権又は貸倒懸念債権の何れかに分類される債権の額の合計)は1,765億円となっている。

(2) 出資事業

① 直接出資事業については、これまでも見直しを行ってきたが、政策ニーズ、事業ニーズが薄れたものが存在しており、検証を行っていく必要がある。

② 間接出資事業については、欧米等と比較した我が国のファンド投資規模は依然極めて僅少であり、特にベンチャー、中小企業への直接的な資金供給の充実を図っていくことが必要不可欠である。

また、投資先企業への資金供給以外の経営面での継続的な支援や、目利き能力を有するファンドマネージャーの育成等を充実させていくことが課題である。

(3) 債務保証事業

これまでも見直しを行ってきたが、政策ニーズ、事業ニーズが薄れたものが存在しており、検証を行っていく必要がある。

3. 見直しの方向

(1) 高度化事業

① 制度・運用の更なる改善

(ア) 平成16年7月の機構発足に伴い設置された全国9つの支部の活用を含

め、都道府県との連携を更に深め、地域中小企業の経営基盤の強化に向け、新たなニーズ・案件の発掘に努めるとともに、事業構想段階、運営段階における指導・助言等の充実のための体制を強化するものとする。

- (イ) 限度額連帯保証制度等の制度・運用面の改善については、都道府県等への更なる周知徹底を図るとともに、実効性を挙げるための検討を行う。

② 融資案件の限定等

- (ア) 新たな不良債権の発生を極力抑制する観点から、融資先の返済能力を踏まえた償還可能性、償還計画及び都道府県の債権管理体制等の十分な精査により査定した案件に限定して融資を実行するものとする。

- (イ) 民業補完の徹底の観点から、長期設備資金等他の金融機関からの融資のみでは対応できない案件に限定して融資を実行するものとする。

③ 不良債権の削減

高度化事業の特性及び実態を踏まえつつ、不良債権をいくつかの体系に分類した上で、個々の組合、組合員の実態に即した削減計画を策定し、都道府県と連携しつつ、2. (1) ②で示した17年度末の不良債権額を5年間で概ね半減させることを目標として、処理を進める。そのため、都道府県に対し処理方針等につき十分な説明を行うとともに、中小機構と都道府県とが十分に連携して以下のような措置を講ずるものとする。

- (ア) 都道府県の債権管理支援

業務担当者を対象とした専門研修や、平成18年10月から各支部に配置したサービサー等債権管理アドバイザーによる助言の実施等都道府県の債権管理業務の支援による債権回収の促進を図るものとする。また、平成18年末までに都道府県におけるサービサーへの回収委託を促進するための仕組みを検討する。

- (イ) 新規不良債権の発生抑制や債権正常化の促進等

融資実行後の初期段階から積極的な巡回調査・助言等を進めることにより不良債権発生の抑制を図るとともに、専門家の派遣や経営診断の実施等融資先に対する経営支援による債権正常化の促進や早期の事業再生の推進を図るものとする。

- (ウ) 適切な償却等の実施

不良債権の削減については、モラルハザードの発生等を防止する観点から、回収の促進、正常債権化の促進を基本とするが、なお回収不能と判断されるものについては適切な償却等を図る。このため、経済産業省独立行政法人中小企業基盤整備機構分科会の意見を聴いて、民間基準に準拠した規定類を本年中に改正し、併せて都道府県へ周知するものとする。

(2) 出資事業

① 個別法に基づく出資業務等の廃止等

これまでも、政策面からニーズが薄れた業務を廃止し、業務を選択・集中してきているところ。

(注) 平成16年7月以降、これまでに、特定商業集積法(平成16年7月)、輸入・対内投資法(平成18年5月)に基づく、2種類の直接出資事業を廃止

現在行われている事業についても、引き続き、今後における事業ニーズの内容や、支援を行う政策上の必要性を精査し、これらを踏まえて以下のとおり見直しを行うものとする。なお、業務を実施する間は、業務の原資である政府出資金の毀損の防止を図るものとする。

(ア) 産業活力再生法第14条第2号に基づく出資業務及び中小企業新事業活動促進法第31条第1項第2号に基づく出資業務については、最近の業務実績が著しく低下していることを踏まえ、廃止するものとする。

(イ) 高度化出資業務(中小機構法第15条第1項第5号ハに基づく出資業務)については、事業ニーズの動向に則した業務の実施を図る観点から、出資対象を商業基盤施設に限定するものとする。また事業ニーズの的確な把握に努めるとともに、今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間内に廃止等の見直しを行うものとする。

(ウ) 中心市街地活性化法第38条に基づく出資業務については、同法を含むまちづくり三法の改正に基づく制度改正の効果を見極めるため、事業ニーズの的確な把握に努めるとともに、今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間内に廃止等の見直しを行うものとする。

② ファンド出資事業の見直し

ファンド出資事業については、事業目的を踏まえた適切な事業運営、事業成果の向上及び事業の原資である政府出資金の毀損防止を図る観点から、以下の取組を実施するものとする。特に下記(ア)(イ)(ウ)については、平成18年末までに中小機構において外部有識者による評価委員会を設置した上で、検討を進め、その結果を事業の運営に適時適切に反映させるものとする。

(ア) 我が国におけるベンチャーキャピタルの投資残高の増加率等事業目的に則した定量的な事業成果指標の設定及び同指標を用いた事業評価の実施

(イ) 事業実績及び事業成果を踏まえた事業の在り方の定期的な見直しの実施

(ウ) 設立後一定期間が経過したファンドを対象とした中間評価の実施

(エ) 販売先紹介や専門家派遣等投資先企業に対する資金供給以外の経営支

援の積極的な実施

(オ) 投資先の選定能力等を踏まえたファンド運営会社の選定

(3) 債務保証事業

これまでも、政策面からニーズが薄れた業務を廃止し、業務を選択・集中してきているところ。

(注) 平成15年10月以降、これまでに、研究開発体制整備法（平成15年10月）、流通業務市街地整備法、特定産業集積活性化法（以上平成16年7月）、民活法、輸入・対内投資法、特定商業集積法（以上平成18年5月）に基づく、6つの債務保証事業を廃止

現在行われている事業についても、引き続き、今後における事業ニーズの内容や、支援を行う政策上の必要性を精査し、これらを踏まえて以下のとおり見直しを行うものとする。

(ア) 産業活力再生法第14条第1号に基づく債務保証業務、中小企業新事業活動促進法第5条に基づく債務保証業務及び大学等技術移転促進法第6条に基づく債務保証業務については、最近の業務実績が著しく低下していることを踏まえ、廃止するものとする。

(イ) 中心市街地活性化法第42条に基づく債務保証業務については、同法を含むまちづくり三法の改正に基づく制度改正の効果を見極めるため、業務ニーズの的確な把握に努めるとともに、今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間内に廃止等の見直しを行うものとする。

(4) 利子補給事業

1. (4) に述べたとおり、利子補給事業については、経過事業として、既存事業について時限的に実施しており、予め定められた期限をもって事業を終了する。

(5) 政府出資金の規模の見直し

融資等業務の原資に充当している政府出資金の規模については、個別法に基づく直接出資業務の一部廃止・重点化、近年の高度化融資事業における融資残高の減少・不良債権の抑制に向けた融資の限定等を勘案し、資金需要の見直しについて十分精査するとともに、事業の実施状況を踏まえ、適正なものとなるよう見直しを行うものとする。

自動車検査独立行政法人の見直し案

平成18年12月5日

国土交通省

自動車検査独立行政法人の見直しについては、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行うものとする。

第1 自動車検査業務の重点化等

1 自動車検査業務の重点化

自動車検査業務については、法人の業務の縮減・重点化の観点から、国として民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置を講ずることにより法人における検査の業務量を縮減することとし、これにより法人の業務を新規検査、街頭検査、ユーザー車検の受皿機能等に重点化するものとする。

2 自動車検査業務の機械化・電子化の推進

自動車検査業務については、運営の効率化及び検査の質の向上の観点から、電子化・情報化に対応した車両検査施設の導入等により、一層の機械化・電子化を推進するものとする。

第2 事務所の要員配置の見直し

自動車検査業務については、運営の効率化の観点から、次期中期目標等において、業務量に応じた要員配置となるよう事務所ごとの要員配置計画を策定・実施するとともに、次期中期目標期間内においても、上記第1の取組による法人の業務の縮減・重点化等の状況を踏まえつつ、全体の要員規模及び要員配置計画の的確な見直しを行うものとする。

第3 検査手数料の見直し

自動車検査独立行政法人が行う審査に係る費用について、国の財政支出を縮減する観点及び自動車検査独立行政法人の経営責任を高める観点から、現在、国（自動車検査登

録特別会計)が徴収している検査手数料の在り方、積算方法の見直しを検討するものとする。

第4 非公務員による事務及び事業の実施

自動車検査独立行政法人の事務及び事業については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第52条の規定の趣旨を踏まえ、非公務員が担うものとする。なお、その際、同法人の業務運営や人事運用について、現在と同様、的確に進めるものとする。

第5 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における自動車検査独立行政法人の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、自動車検査独立行政法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、自動車検査独立行政法人の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進す

るものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

自動車検査独立行政法人の保有する研修施設等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の見直し案

平成18年12月5日

国土交通省

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」という。）の融資等業務の見直しについては、今般の政策金融改革の趣旨を踏まえた上で、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行うものとする。

第1 内航海運活性化融資業務の収束に向けた取組等

内航海運活性化融資業務については、同融資を受けて日本内航海運組合総連合会（以下「内航総連」という。）が行っている内航海運暫定措置事業の収束に向けた円滑かつ着実な推進のため、国は内航総連に対し、毎年度同事業の収入及び支出に関して資金管理計画を作成・公表させ、着実な債務の償還が図られるよう適切に監督するものとする。これにより、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が内航海運活性化融資業務に関し調達する借入金が前年度以下となるようにするものとする。

また、内航海運活性化融資業務に係る手数料については、説明責任を徹底する観点から、その使途を業務実績報告書等において公表するものとする。

さらに、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が内航海運活性化融資業務に関し調達する借入金については、資金調達コストを縮減するため、入札又はシンジケートローン等の導入による調達を検討するものとする。

第2 高度船舶技術開発等業務のうちの利子補給及び債務保証の見直し

高度船舶技術開発等業務のうちの利子補給及び債務保証については、研究開発から実用化に至るまでの各段階における支援の一環として高度船舶技術開発等業務のうちの助成金交付業務と一体的に運営されていることを踏まえ、それらの在り方については、平成19年度の次期中期計画策定時に、高度船舶技術開発等業務全体の検討の中で総合的に見直すものとする。その際、利子補給及び債務保証については、これまで、利子補

給の実績が少なく、債務保証の実績がないことをも踏まえ、改めてニーズや政策手段としての有効性の検証等を行う。また、これらを踏まえ、利子補給及び債務保証の財務基盤となっている基金の存続の必要性を含め見直しを行うものとする。

独立行政法人自動車事故対策機構の見直し案

平成18年12月5日

国土交通省

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「自動車事故対策機構」という。）の見直しについては、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 指導講習・適性診断による事故防止の徹底等

指導講習・適性診断については、自動車事故の発生の防止に資する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① IT化等による業務の効率化により経費の削減を図りつつ、民間認定機関による実施と合わせ受講者数・受診者数の拡大を図ることとし、次期中期目標等において、受講者数・受診者数の拡大に向けた実効性のある取組を明記するとともに、指導講習・適性診断の種類ごとに達成すべき目標を設定する。なお、受講者数・受診者数の状況や業務に要する経費の状況を踏まえ、受講者・受診者の適切な費用負担の水準についても検討する。
- ② 当該業務への民間参入を推進するため、新たに指導講習・適性診断の実施機関となろうとする民間団体等について、積極的に認定取得を支援する。

2 療護センターの知見・成果の普及促進等

療護センター運營業務については、療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、次期中期目標等において、知見・成果の普及促進に向けた取組を具体的に明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、自己収入の増加の観点から、療護センターが保有する高度先進医療機器を有効活用し、外部検査を積極的に受け入れるものとする。

第2 融資等業務の見直し

生活資金貸付業務については、人件費、債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、それを踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図るものとする。

第3 主管支所及び支所の業務の集約化・効率化

主管支所及び支所については、業務運営の効率化の観点から、業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とするものとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における自動車事故対策機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、自動車事故対策機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、自動車事故対策機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

自動車事故対策機構の保有する施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人奄美群島振興開発基金の見直し案

平成18年12月5日

国土交通省

財務省

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美群島振興開発基金」という。）の見直しについては、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を進めるものとする。

第1 他の金融機関等で対応できないメニューへの特化

法人の融資業務及び債務保証業務については、民業補完の徹底及び業務の重点化の観点から、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等他の金融機関等で対応できない、あるいは法人が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止するものとする。

第2 法人の業務内容の抜本の見直し

奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき設立され、奄美群島の振興開発の一環として行われている奄美群島振興開発基金の業務内容については、同法が平成20年度末に期限切れになることを踏まえ、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討を行うものとする。